

# 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法

## 律（オゾン層保護法） 解説

### 目次

第一	オゾン層保護法の概要	2	
	I	オゾン層保護法の性格	2
	II	過去のオゾン層保護法改正と対応する議定書改正	3
	III	平成 30 年のオゾン層保護法改正	5
第二	逐条解説	7	
	第 1 章	総則（第 1 条～第 3 条）	7
	第 2 章	特定物質等の製造等の規制（第 4 条～第 16 条）	21
	第 3 章	特定物質等その他の物質に関する届出（第 17、18 条）	61
	第 4 章	特定物質等の排出の抑制及び使用の合理化（第 19、20 条）	65
	第 5 章	雑則（第 21 条～第 29 条）	73
	第 6 章	罰則（第 30 条～第 34 条）	84
	附則		87

## 第一 オゾン層保護法の概要

### Ⅰ オゾン層保護法の性格

「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（以下「オゾン層保護法」という。）」は、「オゾン層の保護のためのウィーン条約（以下「ウィーン条約」という。）」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「モントリオール議定書」という。）」という国際条約の我が国における実施法たる性格を有するものである。

#### (1)モントリオール議定書の概要

フロン等の物質によるオゾン層破壊に伴う人・健康等への悪影響が指摘されたことを背景に、1985年に、オゾン層の保護を目的とする国際協力のための基本的枠組を設定するウィーン条約が、1987年に、条約の下で、オゾン層を破壊する物質の廃絶に向けた規制措置を実施する国際的な取り決めとしてモントリオール議定書が採択されるに至った。

議定書では、フロン等の物質等のオゾン層を破壊する物質について、その生産・消費の段階的廃絶、貿易規制、生産量に関する定期報告等を義務付けている。締約国に求められている具体的規制内容は、以下のとおり。

- ・オゾン層破壊物質の規制スケジュール並びにこれに基づく消費量（生産量＋輸入量－輸出量）及び生産量の削減・全廃（議定書第2条のA～J）
- ・規制物質の輸出入の禁止等、非締約国との貿易の規制（議定書第4条）
- ・最新の科学、環境、技術及び経済に関する情報に基づく規制措置の評価及び再検討（議定書第6条）

#### (2)平成30年改正以前のオゾン層保護法の概要

オゾン層保護法は、条約及び議定書において定められた締約国の義務に加え、条約・議定書の目的を達成するための技術的事項等を定めた議定書締約国会合の決議事項の履行を担保するための法律である。具体的には、オゾン層保護法は、議定書の対象物質であるクロロフルオロカーボン（以下「CFC」という。）やハイドロクロロフルオロカーボン（以下「HCFC」という。）等<sup>1</sup>を

---

<sup>1</sup> 附属書AグループⅠ（CFC）・グループⅡ（ハロン）、附属書BグループⅠ（その他CFC）・グループⅡ（四塩化炭素）・グループⅢ（1,1,1-トリクロロエタン）、附属書CグループⅠ（HCFC）・グループⅡ（HBFC）・グループⅢ（ブromoklorometan）、附属書E

製造又は輸入しようとする者に対して、その数量について経済産業大臣からの許可（第4条）又は承認（第6条）、輸出用製造数量の指定（第5条）を受ける旨を規定している。これにより、特定物質の「生産量」及び「消費量（生産量＋輸入量－輸出量）」の双方を議定書に基づき段階的に削減し、最終的には全廃することとしている。

## II 過去のオゾン層保護法改正と対応する議定書改正

オゾン層保護法は、制定から平成30年改正までの間、モントリオール議定書の改正に伴い、2度にわたり改正している。その経緯は、以下のとおりである。

### 1. 平成3年のオゾン層保護法改正

#### ア モントリオール議定書の改正

モントリオール議定書が採択された1987年9月以降の科学的知見の蓄積により、オゾン層の十分な保護を図るためには規制の強化を図るべきではないかとの見解が国際的に有力となるに至った。このため、1990年6月、第2回締約国会合において、規制強化のための議定書の改正等が決定されている。

内容は、規制物質の規制スケジュールの前倒し等（「調整<sup>2</sup>」による）及び特定物質の範囲の拡大、他の化学物質の原料としての使用に関する取扱いの特例、指定物質制度の導入の3点（「改正」による）である。

#### イ オゾン層保護法の改正

我が国においても、変更後の議定書の実施を法的に担保するため、オゾン層保護法の改正を実施した（平成3年法律第8号）。

主な改正内容は、以下のとおり。

---

（臭化メチル）

<sup>2</sup> モントリオール議定書の修正手続きのうち、「調整」によるものは第2条9に規定されている。なお、「改正」は各国で批准手続きを要する一方、「調整」は各国の批准を要せず、締約国会議における決定後、各国に通告後6カ月を経て発効する。

	特定物質 (オゾン層を破壊する物質)					指定物質(オゾン層を破壊する能力が、極めて小さいものを含む物質)	(参考) 平成3年改正オゾン層保護
	特定フロン(第一世代フロンの一部) (5物質)	特定ハロン (3物質)	特定フロン以外の第一世代フロン (CFC) (10物質)	四塩化炭素 (1物質)	1,1,1-トリクロロエタン (1物質)	第二世代フロン(HCFC) (34物質)	
	議定書附属書A		議定書附属書B			議定書附属書C	
	グループI	グループII	グループI	グループII	グループIII		
啓蒙	◎ 基本的事項の公表(法第1章)						
供給面の対応	◎ 製造数量等の規制(法第2章) ○ 「生産量」=「実際の製造数量-破壊数量-他の物質の原料として使用された数量」 ○ 「消費量」=「生産量+輸出品+輸入量」 の双方を段階的に削減、最終的には全廃する。(通商産業大臣による製造許可制、外為法による輸入承認制)すなわち、本法は、蛇口段階で総供給量を規制することにより、オゾン層の保護を図ろうとするものである。					◎ 製造数量、輸出数量及び輸入数量のモニタリング(法第3章) (通商産業大臣に対する届	
需要面の対応	◎ 排出抑制・使用合理化(法第4章) ○ 環境庁長官・通商産業大臣による「指針」の策定 ○ 事業所管大臣による「指導・助言」の実施						
その他	◎ 国の援助(法第5章) ◎ 観測及び監視(法第5章) ◎ 研究の推進等(法第5章)						
(注)	部分が改正により、新たに対応することとなる部分。						

- ① 特定物質の範囲の拡大
- ② 他の化学物質の原料としての使用の取扱い
- ③ 指定物質制度の導入

議定書の改正においては、準特定物質とも呼ぶべき指定物質(議定書上の用語は過渡的物質)について、新たに制度が設けられた。

供給規制の対象となる規制物質とはせずに、過渡的物質として位置付け、その毎年の製造量、輸出入量等の実績について、各締約国による把握を求めることとした。

## 2 平成6年のオゾン層保護法改正

### ア モントリオール議定書の改正

国際的なオゾン層保護の問題への対応の在り方についての検討を踏まえ、1992年11月に、新たな規制物質の追加等を内容とするモントリオール議定書の改正が採択された。

### イ オゾン層保護法の改正

我が国においても、変更後の議定書の実施を法的に担保するため、オゾン層保護法の改正を実施した(平成6年法律第54号)。

主な改正内容は、以下のとおり。

- ① 製造等の規制の対象となる特定物質の定義をモントリオール議定書の規定に即して政令で定めること（政令では、ハイドロクロロフルオロカーボン、ハイドロブロモフルオロカーボン及び臭化メチルを加える）。
- ② 特定の用途に充当されることが確認された場合等に限り、特例として一定量の特定物質の製造等を認めること。
- ③ 唯一の指定物質であるハイドロフルオロカーボンが特定物質となることに伴い、指定物質に係る規定を削除すること。

(参考)

### モントリオール議定書とオゾン層保護法の改正経緯

年月	モントリオール議定書	オゾン層保護法
1985/3	ウィーン条約採択	
1987/9	モントリオール議定書採択	⇒ 1988/5 オゾン層保護法成立
1990/6	ロンドン改正: 規制対象物質（四塩化炭素、トリクロロエタン等）を追加、ハロン等の削減スケジュール前倒し	⇒ 1991/3 オゾン層保護法改正① 「議定書付属書に掲げる物質」を「特定物質」として規定
1992/11	コペンハーゲン改正: 規制対象物質（HCFC、HBFC、臭化メチル）を追加、CFC等の削減スケジュール前倒し	⇒ 1994/6 オゾン層保護法改正② オゾン層を破壊する物質であって政令で定めるものを「特定物質」として規定
1996/12	先進国のCFC全廃目標	
1997/9	モントリオール改正: 臭化メチルの非締約国との貿易規制導入、規制物質のライセンス制度の設立	※政省令・告示により対応
1999/12	北京改正: 規制対象物質（プロモクロロメタン）の追加	※政令改正により対応
2010/12	途上国のCFC全廃目標	
2016/11	キガリ改正: 規制対象物質（HFC）の追加	
2019/12	先進国のHCFC全廃目標	

11

## Ⅲ 平成 30 年のオゾン層保護法改正

### ア モントリオール議定書の改正

2009年以降、議定書にオゾン層破壊物質に代替して利用されてきた代替フロンすなわちハイドロフルオロカーボン（HFC）を追加するという議論が行われてきたところ、2016年10月に、議定書の規制対象にこのHFCを追加する改正が採択された。

本改正は、20カ国以上の批准を得て2019年1月1日に発効し、我が国を含む先進国では同日からHFCの生産量及び消費量についての規制

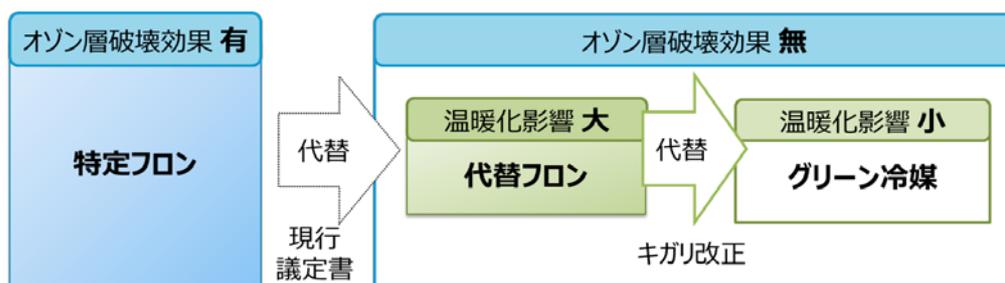
が開始した。以降、HFC の生産量及び消費量を段階的に削減し、2036 年には基準値 (2011 年～2013 年の実績平均値を基に計算) の水準から 85% 削減するという内容となっている。

#### イ オゾン層保護法の改正

我が国においても、変更後の議定書の実施を法的に担保するため、オゾン層保護法の改正を行った (平成 30 年法律第 69 号。以下「平成 30 年改正」という。)

主な内容は、以下のとおり。

- ① 製造等の規制の対象物質に、特定物質に代替する物質であって地球温暖化に深刻な影響をもたらすもの (「特定物質代替物質」として政令で定めるものを追加すること (政令では、ハイドロフルオロカーボン 18 種を加える)。
- ② 経済産業大臣及び環境大臣が、議定書に基づき我が国が遵守すべき特定物質代替物質の生産量及び消費量の限度を定めて公表すること。
- ③ 特定物質代替物質を製造しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないこととし、また、特定物質代替物質を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法の規定に基づく輸入の割当て・承認を受けなければならないこととする。



## 第二 逐条解説

### 第1章 総則（第1条～第3条）

（目的）

第一条 この法律は、国際的に協力して気候に及ぼす潜在的な影響に配慮しつつオゾン層の保護を図るため、オゾン層の保護のためのウィーン条約（以下「条約」という。）及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するための特定物質等の製造の規制並びに排出の抑制及び使用の合理化に関する措置等を講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

#### 【趣旨】

本条は、この法律全体の目的を宣明した規定である。すなわち、この法律の第一次的な目的及びそれを達成するためにこの法律の規定に基づき実施しようとする措置並びにそれらの措置を講ずることによって実現しようとする究極的な目的が示されている。

#### 【解説】

##### I 背景等

オゾン層保護問題及び地球温暖化問題が地球環境問題である以上、これに対する取組は、国際的な協調の下にこれを行うことを原則とすべきである。

このため、本条においては、本法がウィーン条約及びモントリオール議定書の実施法であることを明らかにしている。

平成30年改正により、規制対象物質としてオゾン層を破壊する物質ではないが地球温暖化に影響する物質を追加したことに伴い、これを規制する趣旨を目的規定に明示するべく、議定書前文の規定に倣い「気候への影響に配慮しつつ」を追加した。

なお、「気候への影響」はあくまでもオゾン層保護を図るための範囲内で配慮するという位置づけである。

我が国におけるオゾン層保護等対策への取組のあり方として、その優れた

経済力、技術力をもって世界に貢献すべき立場にあることから、当然のことながら、率先して科学的知見の蓄積等に努めるべきである。議定書第 6 条において、少なくとも 4 年ごとに、科学、環境、技術及び経済の分野の入手し得る情報であって、その時点における最新のものを踏まえつつ、規制措置のあり方の見直しを行っていくこととされているが、我が国としては、本法第 22 条及び第 23 条を踏まえ、積極的に観測・監視の実施、研究の推進等に努め、その成果に係る規制措置の見直しの作業に積極的に反映させるべく、所要の対応を図ることとしている。

なお、かかる見直しを恒常的に実施する結果、議定書による規制措置は、常にオゾン層の保護等を図る上で十分な内容のものとされることが期待されるが、フロン等の物質の消費構造やその削減技術の進捗状況の違いから、締約国ごとにフロン等の物質の削減の難易度に違いが生ずることも予想される。

このため、議定書第 2 条 11 においては、各締約国が、その国独自の事情を踏まえ、議定書による規制措置よりも厳しい措置を実施することも想定しているところである。我が国においても、需給逼迫のおそれがない等、経済的な状況に照らして適当であると認めるときは、経済産業大臣の判断により、議定書による限度を下回る範囲でのみ生産等を認めることがあり得る。

## II 用語解説

### 1. 「国際的に協力して気候に及ぼす潜在的な影響に配慮しつつオゾン層の保護を図るため」

オゾン層保護問題は、地球的規模の環境問題であることから、その取扱いに当たっては国際的な協力が必要であることは、条約及び議定書において明らかにされているところであり、この趣旨を明らかにしている。

また、2016 年 10 月にルワンダのキガリで開催された第 28 回締約国会議において、特定フロンの代替物質として転換が進められてきた代替フロンには地球温暖化効果も併せ持つことが指摘されるようになったことから、議定書に代替フロンであるハイドロフルオロカーボン（以下、「HFC」という。）を追加するという改正（以下、「キガリ改正」という。）が採択された。これを受け、平成 30 年改正により、第一条中に「気候に及ぼす潜在的な影響に配慮しつつ」が加えられた。これは、議定書の前文において地球温暖化といった気候に及ぼす影響を意識すべきことが、キガリ改正以前より既に

定められており、この点を踏まえてキガリ改正において HFC を規制対象に追加したのに対し、平成 30 年改正前の第一条においては、HFC を規制する趣旨が明らかでなかったことから、これを明示するため、加えられたものである。

なお、キガリ改正は、オゾン層破壊物質である特定フロンの規制の結果、転換が進められた代替フロンによる地球温暖化への影響に対処するものであるが、オゾン層保護の他に地球温暖化防止を議定書の主目的として明文化するものではない。このような議定書の趣旨に鑑み、「気候への影響」はあくまでもオゾン層保護を図るための範囲内で配慮するという位置づけであることとしている。

2. 「オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の的確かつ円滑な実施を確保するための」

本法に基づき講ずる措置は、条約及び議定書の的確かつ円滑な実施を確保するためのものであることを示している。

3. 「特定物質等の製造の規制並びに排出の抑制及び使用の合理化に関する措置等を講じ」

この部分は、本法の目的達成のために本法中に規定された手段を示している。

第 1 に、議定書に定められた特定フロン、代替フロン等の「生産量」及び「消費量（＝生産量＋輸入量－輸出量）」の規制を行うため、その製造の規制を行うこととしている。すなわち、議定書に定められた特定フロン、代替フロン等の生産量及び消費量の水準を遵守するためには、これらの製造と輸入の規制を行うことが必要十分であるが、輸入の規制については、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づく輸入承認制の下で実施することができるので、輸入規制については外為法に委せ、本法においては、製造規制について許可制を設けることとしたものである。

第 2 に特定物質等（第 2 条参照）について、排出の抑制及び使用の合理化に関する措置を講ずることとしている。具体的には、フロン等の物質を業として使用する者に対し、経済産業大臣及び環境大臣がフロン等の物質の排出の抑制及び使用の合理化を図るための指針を定め、これを公表し、

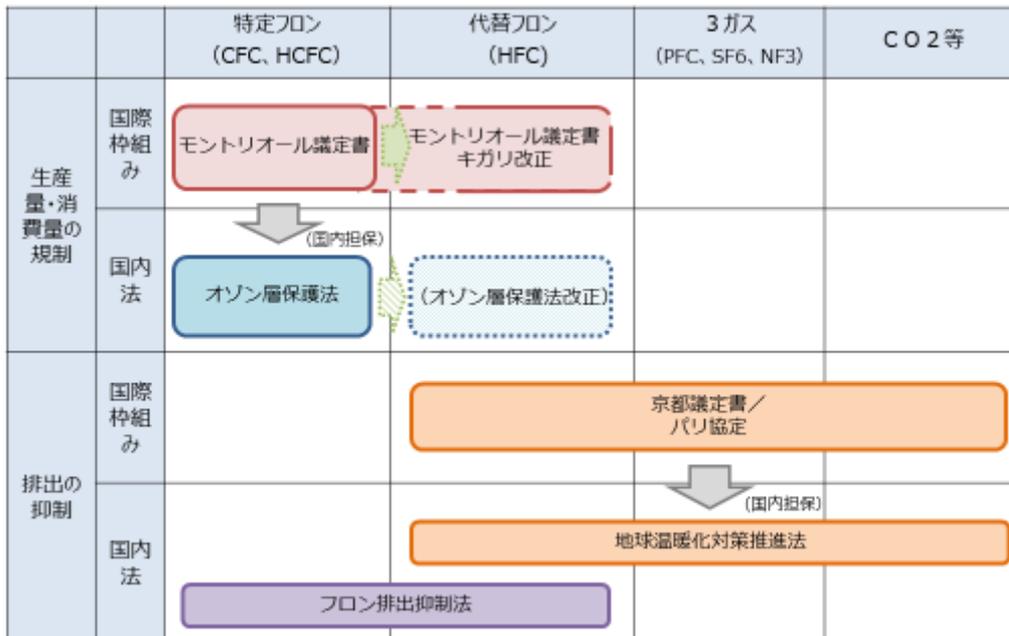
主務大臣が当該指針に即して必要な指導及び助言を行うことができるものとしたものである。

第3に、本法においては、その他条約及び議定書の的確かつ円滑な実施を図るための「基本的事項等の公表」、「国の援助」、「観測及び監視」、「研究の推進等」等の措置を講ずることとしているが、これは、本条においては「等」として表現されている。

4. 「もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする」

本法の第一義的な目的は条約及び議定書の的確かつ円滑な実施であるが、その究極目的は条約及び議定書の的確かつ円滑な実施によりオゾン層の破壊による人の健康や生活環境への悪影響の予防に資することであることを明らかにしている。

(参考) フロン対策と地球温暖化対策の関係



(定義等)

第二条 この法律において「特定物質」とは、オゾン層を破壊する物質であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「特定物質等」とは、特定物質及び特定物質代替物質（特定物質に代替する物質であつて地球温暖化に深刻な影響をもたらすものとして政令で定めるものをいう。第四項第二号において同じ。）をいう。

3 この法律における特定物質等の種類は、政令で定める。

4 この法律における特定物質等の数量は、特定物質等の量に、次の各号に掲げる特定物質等ごとに当該各号に定める係数を乗じたものとする。

一 特定物質 政令で定めるオゾン破壊係数

二 特定物質代替物質 政令で定める地球温暖化係数

5 前各項の政令は、議定書の規定に即して定めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、本法において使用される用語の定義等を規定したものである。

### 【解説】

#### I 背景等

本法は、条約及び議定書の的確かつ円滑な実施を図るためのいわゆる条約実施法であることから、基本となる概念について、条約及び議定書並びに本法との間で齟齬を来さぬようにすることが必要である。

#### II 用語解説

##### 1 第1項関係「特定物質」

議定書の「規制物質」のうち議定書附属書 A、附属書 B、附属書 C 又は附属書 E に掲げる物質を指す（議定書第 1 条 4 参照。）。なお、議定書における規制物質の定義規定においては、①他の物質と混合してあるかないかを問わないこと、②異性体を含むこと（関係附属書に別段の定めがない場合に限る。）、③製品（輸送又は貯蔵に使用される容器を除く。）の中にある

ものは除かれることの3点が明らかにされているが、①及び③については、本法上当然に肯定的に解釈されるとの運用を行っているところであり、②についても、議定書附属書の規定振りからみて、異性体が特定物質に含まれることは明らかであり、法律の定義規定においてあえてその旨を入念に規定する必要はないものと考えられる。

## 2 第2項関係

### (1) 「特定物質代替物質」

議定書の「規制物質」のうち議定書附属書 F に掲げる物質を指す。①混合物中の特定物質代替物質、及び③製品中の特定物質代替物質についての考え方は、特定物質の場合と同様である。

なお、②異性体については、議定書 F においては、特定物質代替物質の異性体を網羅的に列挙している。

### (2) 「地球温暖化に深刻な影響をもたらすもの」

地球温暖化に影響が大きいものとして、議定書 F に掲げる物質を規制対象とするという、キガリ改正の規制趣旨を示している。

## 3 第3項関係「種類」

本法においては、製造許可等の特定物質等に係る行政処分をその「種類」ごとに行うこととしていることから、特定物質等の「種類」の具体的内容について政令で定めることとしている。

具体的には、政令において、議定書附属書の「グループ」ごとに、特定物質等の「種類」分けを行う。

## 4 第4項関係

### (1) 「数量」

特定物質等の「数量」は、係数で調整して算定することを明らかにしている。

このように係数を用いて調整する趣旨は、議定書では、生産量及び消費量の管理（議定書第3条）について、規制物質の種類ごとに実施することとし、同一種類の規制物質であれば、弾力的に変更しうることとしている。もっとも、物質ごとのオゾン層破壊能力又は地球温暖化能力が異なること

から、その変更によりオゾン層への悪影響や地球温暖化がもたらされることのないようにする点にある。

この結果、例えば、オゾン破壊係数が 0.8 である CFC113 の生産量を 10t 減少させることとしても、同一グループに属し、オゾン破壊係数が 1.0 である CFC11 の生産は、8t までしか増加させることはできないこととなる。

## (2) 「オゾン破壊係数」

特定物質は、オゾン層を破壊する物質であることから、その数量の算定に当たっては、「オゾン破壊係数」を用いる。「オゾン破壊係数」は、CFC11 を 1 とした場合のオゾン層への影響の強さを表す値である。

## (3) 「地球温暖化係数」

特定物質代替物質は、地球温暖化に影響のある物質であることから、その数量の算定に当たっては、「地球温暖化係数」を用いる。「地球温暖化係数」は、CO<sub>2</sub> を 1 とした場合の地球温暖化への影響の強さを表す値である。

### (参考) 特定物質代替物質の概要

2016 年 10 月に採択された議定書の改正により、新たに規制物質として追加された HFC を指す。

HFC は、水素・フッ素・炭素の化合物である。オゾン層を破壊する物質である CFC、HCFC に代替する物質として用いられ、オゾン層破壊効果はないものの、地球温暖化に深刻な影響をもたらすという性質を有する。

現在、HFC は、冷凍空調機器で使用する冷媒、オフィスや住宅の断熱材を成形するための発泡剤など、様々な用途に使われている。

(基本的事項等の公表)

第三条 経済産業大臣及び環境大臣は、条約及び議定書の的確かつ円滑な実施を図るため、次に掲げる事項を定めて公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

一 議定書の規定に基づき我が国が遵守しなければならない特定物質等の種類ごとの生産量及び消費量（議定書に規定する生産量及び消費量の算定値をいう。以下同じ。）の基準限度

二 オゾン層の保護の意義に関する知識の普及その他のオゾン層の保護に関する国民の理解及び協力を求めるための施策の実施に関する重要な事項

三 前号に掲げるもののほか、オゾン層の保護についての施策の実施に関する重要な事項

2 経済産業大臣は、特定物質等について、その種類及び次条第一項の規制年度ごとに、その生産量及び消費量その他経済産業省令で定める数量の実績を公表するものとする。

**【趣旨】**

フロン等の物質は、その利用分野が多岐にわたっているため、その削減を円滑に進めていくためには、使用事業者、消費者を含む広範な関係者に対し、オゾン層の保護に関する基本的事項等の周知を図ることが適当である。

このため、本条では、議定書に定められたフロン等の物質の削減義務のスケジュール、オゾン層保護の意義に関する知識の普及その他に関する重要事項を公表するとともに、我が国における特定物質等の生産量等の実績を公表することとしている。

**【解説】**

**I 背景等**

議定書においては、特定物質等について、①極めて広範な分野で使用され、末端段階で網羅的に規制を行うことが技術的に困難であること、②それ自体に毒性があるために規制を行っているものではないこと、③物質の大気中の寿命が数十年～数百年と長く、一度製造した物質を将来的にわたって大気中に放出されないように使用段階で管理し続けることは極めて困難であるこ

と等の理由から、一旦製造されたものは全量大気中に放出されることを覚悟するという厳しい前提に立ち、蛇口（供給）段階での総量規制を行うこととされている。

かかる供給規制を我が国国内において的確に実施するため、本法においては、第 2 章（特定物質等の製造等の規制）の規定を置いているところであるが、フロン等の物質の使用が広範にわたっており、その有用性ゆえに国民生活の末端にまで浸透していることから、こうした供給規制を円滑に進めていくためには、使用者を含めた一般国民の協力を求めることが適当である。

このため、本条においては、①議定書において定められた我が国として遵守しなければならない供給規制の中長期的なスケジュールを広く一般に明らかにするとともに、②オゾン層保護の意義に関する知識の普及等に関する重要事項及び③その他オゾン層保護のための施策に関する重要事項を公表することとしている。

さらに、我が国の特定物質等の生産量、消費量等の実績についても、議定書上その事務局（国連環境計画（UNEP））への報告が義務付けられており（議定書第 7 条）、また、その公表が基礎的データの提供としてオゾン層保護問題に係る研究等の推進に広く資すること等に鑑み、広く公表することとすることが適当である。

## II 用語解説

### 1 第 1 項関係

#### (1) 「生産量」（第 1 号）

「生産量」は、議定書に規定する生産量の算定値をいう。

議定書上、「生産量」からは、締約国により承認された技術による破壊数量と、他の化学物質の原料として使用された数量は、除くこととされている。「実際の製造数量－（締約国により承認された技術による）破壊数量－他の化学物質の原料として使用された数量」を議定書附属書に掲げるオゾン破壊係数又は地球温暖化係数により調整して算定した数量を指す。

「（締約国により承認された技術による）破壊量」及び「他の化学物質の原料として使用された数量」を控除することとしたのは、ある物質が他の物質に変換された場合においては、いわば「負の製造」が行われた訳であり、当該物質がオゾン層等に悪影響を及ぼすおそれがないことが明らかで

あるからである（もちろん、この結果、新たに製造された物質が、他の種類の特定物質等となる場合には、当該特定物質等の製造として別途本法に基づく規制を受けることになる。）。

さらに、議定書第 1 条 5 においては、「再利用された量」が「生産量」に含まれないことが明記されているが、リサイクル品の精製等が、「製造」に当たらないことは当然であるので、あえて確認的にその旨を規定する必要はないものと考えられる（注）。

（注）議定書第 1 条 5 の“recycled”と“reused”の意図的な使い分けはなされていない。

## (2) 「消費量」(第 1 号)

「消費量」とは、「生産量」+「輸入量」-「輸出量」、すなわち総国内供給量を指す。したがって、「消費量」は、実際の使用の有無とは無関係の概念であることになる。

なお、「輸入量」についても、締約国会合決定 VII/30 により、他の化学物質を製造する場合に原料として完全に使用される量は、輸入量の算定から除かれる。

## (3) 「基準限度」(第 1 号)

### ア 用語の意味

議定書第 2 条の A から第 2 条の J までの各条の各項本文に規定された生産量及び消費量の限度をいう。

すなわち、「基準限度」とは、あくまで議定書上我が国に認められた供給数量の原則的な上限を意味するに過ぎず、①議定書上我が国に認められた供給数量の「限度」とは異なるし、また、②議定書上認められた限度の範囲内で実際に経済産業大臣が許可することを予定している数量の合計量とも異なるものである。

### イ 「限度」との違い

議定書上、①開発途上国たる締約国の基礎的な国内需要を満たすために必要なとき、又は②他の締約国から生産枠の移転を受けたときには、生産量に限り、また③適当な代替品を用いることができない不可欠な用途を満たすために必要であると締約国が認めた場合には、生産量及び消費量について、基準限度を超えることが認められている（「基準限度」を上回る「限度」があり得るということであり、法第 7 条の「限度」とは、かかる意味

において用いられている。)

ただし、①及び②の場合、消費量(=生産量-輸出量+輸入量)について基準限度を超えることは認められていないので、輸出量及び輸入量に変わりがなければ、生産量のうち基準限度を超える部分については、輸出することが求められることとなる。すなわち、生産量の上乗せとはいっても、生産量のうち基準限度を超える分については、国内供給に当てることは出来ないものであり(したがって、当該数量については、㉔輸出に当てるか、㉕その分輸入を減らすか(典型的には、生産枠の移転により、特定物質の輸入を国内生産に切り換えるケースがある。)、㉖、㉗及び㉘の双方を組み合わせた対応を図るかが必要となる。(開発途上国の基礎的国内需要向けの製造については、㉔しかあり得ない。))、

このような上乗せは、個別案件ごとに判断されることになることから、あえてかかる点を予め国内的に広く明らかにすることには、必ずしも適当でない面があり、また、その必要もないものと考えられる。

このため、本条においては、「基準限度」のみを基本的事項とすることとしたものである。

(参考)

a 生産量の場合

「限度」=「基準限度」+「開発途上国の基礎的国内需要向けの生産量の限度」+「移転された生産枠」

b 消費量の場合

「限度」=「基準限度」

「基準限度」を超えて(「基準限度」に関わらず)生産し得る3つのケースについて、具体的に説明すると、以下のとおりである。

① 開発途上国たる締約国の基礎的な国内需要を満たすため必要なとき

特定フロンの消費量の合計量が0.3kg未満である締約国(議定書上の「開発途上国」(議定書第4条1))における基礎的な国内需要を満たすために行われる場合には、締約国は、基準年の実績の10%(又は15%)までの範囲内で基準限度を超えて生産を行うことができる(議定書第2条のAから第2条のEまでの各条の各項のただし書参照)。なお、HFCについては、このような例外は規定されていない。

## ②他の締約国から生産枠の移転を受けたとき

議定書第 2 条 5 の規定により、締約国は、他の締約国から生産枠の移転を受けることができる。

## ③適当な代替品を用いることができない不可欠な用途を満たすために必要であると締約国が認めた場合

エッセンシャルユース（適当な代替品を用いることができない不可欠な用途）を満たすために必要な場合には、生産量及び消費量について「基準限度」を超えることが認められている。例えば、臭化メチルについては検疫用途がこれに該当する。如何なる用途をエッセンシャルユースとするかについては、恒久的措置の場合と暫定的措置（時限的措置）の場合が締約国会合で決定されている。（第 13 条の解説参照）

## ウ 許可予定数量の合計量との違い

本法第 7 条においては、特定物質等について製造数量の許可、輸入数量の承認等を行うに当たっての基準として、①生産量及び消費量が議定書に定められた限度を超えるものとならないようにすることと、②その製造及び輸出入の状況及び動向その他の事情を勘案することの 2 点を挙げている。

①は、本法が議定書の実施法である以上、当然のことであり、この「限度」が「基準限度」を意味しないことについては、前述のとおりである。

②は、①総許可製造数量、総輸出用製造数量及び総承認輸入数量の 3 者間の配分及び、②各申請者への配分の基準であるとともに、③我が国における生産量（総許可製造数量）と消費量（総許可製造数量－総輸出用製造数量＋総承認輸入数量）の水準の設定の基準でもある。

このため、排出抑制・使用合理化のための措置が順調に進んで需要が減少し、議定書に定められた限度を下回る水準で特定物質等の供給を行ったとしても、需給逼迫等の混乱が生じるおそれはないと経済産業大臣が判断した場合においては、限度の範囲内で、上乘せ規制が実施されることがあり得る。

これは、要すれば、我が国が上乘せ規制を行うか否かは、ひとえに②の製造等の状況及び動向等のみによるということである。

ここで、環境上の要因に配慮することが法律上求められていないのは、オゾン層保護問題等が、世界各国が協調して取り組むべき地球環境問題であり、具体的な規制等のあり方については、国際的な場で議論し、これを国際

約束に反映させることとすべきであるからである。そして、議定書における規制水準は、常に最新の科学的知見を踏まえて見直しが行われ、オゾン層の保護等を図る上で十分な水準に決定されることとされているので、これにオゾン層保護等における要因を我が国独自の措置として加味することは必要ないものと考えられよう。

なお、本法において、製造許可予定数量（合計量）の中長期的計画を公表することとしていないのは、これが、そのときどきの我が国における需給状況等に依存するため、むしろ、経済実態を踏まえ、柔軟な対応を国において図ることが適当であると考えられたことによるものである。

エ 「オゾン層の保護に関する国民の理解及び協力を求めるための施策の実施に関する重要な事項」（第 2 号）

オゾン層は地球環境保全上重要な役割を果たしており、オゾン層を保護することは極めて重要なことであるが、他方、フロン等の物質は、無害かつ安定で極めて有用な物質であり、国民生活において幅広く使用されているものである。このため、条約及び議定書に従って規制を円滑に行うためには、オゾン層の保護の意義を国民に知らしめる等オゾン層の保護について国民の理解及び協力を求めるための施策を推進する必要がある、このため、この実施に関する重要な事項を基本的事項として公表することとしている。

具体的には、オゾン層が地球環境の保全の上重要な役割を果たしていること、我が国国民の健康や我が国の生活環境を保護するためには、国際協調の下にオゾン層の保護を図ることが重要であり、我が国もオゾン層の保護に向けて貢献することに重大な意義があること等のオゾン層の保護の意義について、啓発の徹底を図ること等を内容としている（昭和 64 年環境庁、通商産業省告示第 1 号（1 月 4 日公布））。

なお、平成 30 年改正により、「気候に及ぼす潜在的な影響に配慮」することが目的規定に追加されたことに伴い、オゾン層保護を図るために特定フロンから代替フロンへの転換が進んだ結果、地球温暖化に影響のある代替フロンを削減する必要性が生じていることについても、国民の理解を求め、削減への協力を求める必要性がある。この点については、「実施に関する重要な事項」に基づき定めることを想定している。

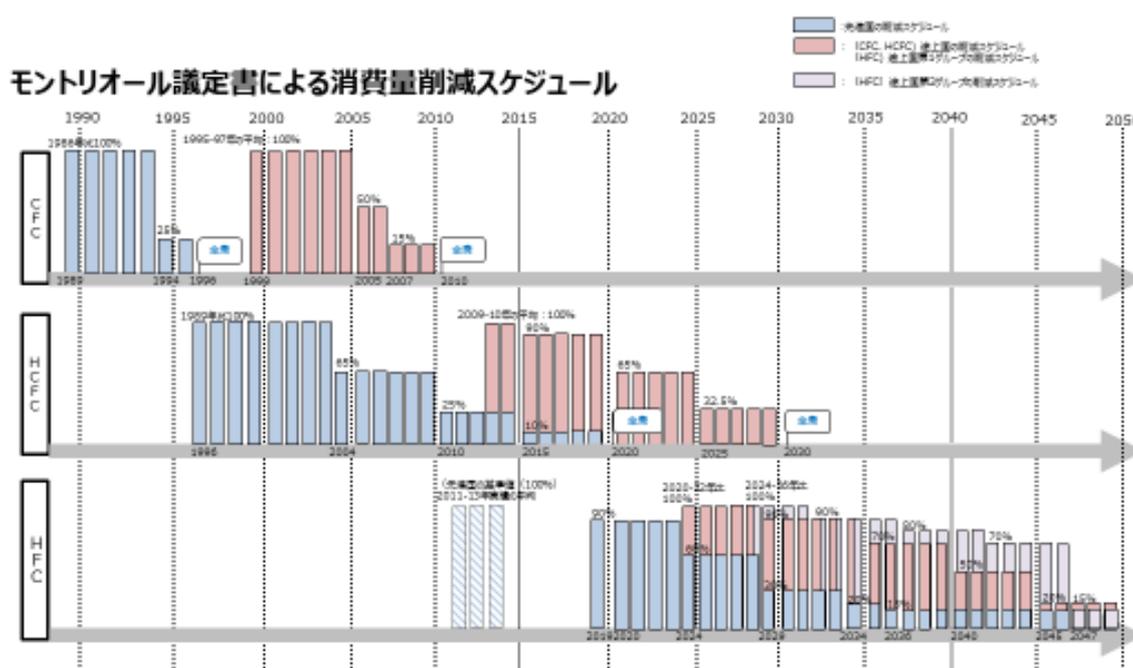
オ 「前号に掲げるもののほか、オゾン層の保護についての施策の実施に関する重要な事項」（第 3 号）

オゾン層の保護についての施策は前号に掲げるもののほか、本法に基づく施策、さらに、その他のオゾン層の保護に資する一般の行政措置が挙げられるが、これを総合的かつ整合的に講ずることは必要であり、かつ、このような事項を公表することは、規制の円滑化のために重要であることから、前2号の公表事項の他に、本号のような公表事項を定めたものである。

具体的には、生産規制の他に、排出抑制・使用合理化の推進等オゾン層保護等の施策を総合的かつ整合的に講ずべきことを内容とする（昭和64年環境庁、通商産業省告示第1号（1月4日公布））。

なお、目的規定に「気候に及ぼす潜在的な影響に配慮」することが追加されたことを踏まえる必要がある点については、第2号と同様である。

(参考)



## 2 第2項関係

「経済産業省令で定める数量」

経済産業省令で定める事項は、輸出数量、輸入数量としている。

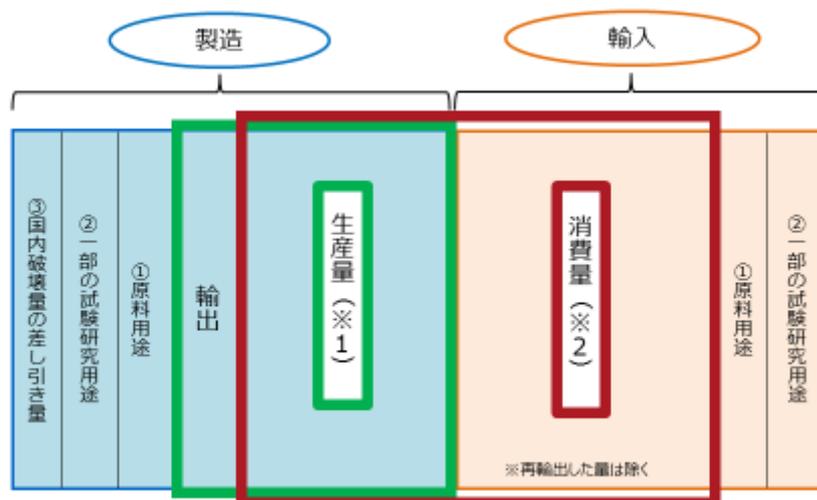
なお、特定物質等に係る数量の実績の公表は、製造数量の許可等が議定書の規定に加え、需給の動向等をも勘案して行われる（法第7条）ことから、今後の我が国における供給規制の内容を見通すことに資するという面もある。

## 第 2 章 特定物質等の製造等の規制（第 4 条～第 16 条）

本章は、議定書第 2 条及び第 2 条の A から第 2 条の J までの規定（特定物質等の供給（生産量及び消費量）の規制）の我が国における的確な実施を図るために必要な事項を定めたものである。

議定書の当該規定の遵守を図るためには、法律により、特定物質等の製造、輸入等の行為を制限することが必要であるが、我が国においては、本章及び外為法第 52 条の下でかかる制限を実施しているところである。

### モントリオール議定書の「生産量・消費量」と オゾン層保護法の「製造・輸入」の概念の関係



(※ 1) 議定書の「生産量」は、製造を行った量のうち、①原料用途分、②締約国会合で認められた一部の試験研究用途分を除き、さらに③国内の破壊量を差し引いたもの。

(※ 2) 議定書の「消費量」は、「生産量＋輸入量－輸出品」。この計算に用いる輸入量は、実際に輸入した量のうち、①原料用途分、②締約国会合で認められた一部の試験研究用途分を除いたもの。

#### I. 生産量の管理

議定書において求められている「生産量」（＝実際の製造数量－締約国により承認された技術により破壊された数量－他の化学物質の原料としての使用量）の管理を行うため、本章では、製造数量の規制の根拠として、第 4 条その他の条項を置いている。

本章による「生産量」規制の基本的な仕組みは、概ね以下のとおり。

まず、原則として、「実際の製造数量」全てを議定書による「生産量」の限度内に制限することとしている。

次に、議定書において「生産量」には含めないこととされている「締約国に

より承認された技術により破壊された数量」及び「他の化学物質の原料としての使用量」について、適切な証明をなしたものと経済産業大臣が確認した場合には、その数量の範囲内で、新たな製造を行い得ることとしている。

## II. 消費量の管理

議定書においては、「生産量」の管理とともに、「消費量」(＝生産量－輸出量＋輸入量)の管理が求められているが、かかる管理を実施するため、本章では、「生産量」管理のための根拠たる規定のほか、①輸入数量の規制は、外為法に基づき行うこととする旨の確認規定及び②輸出に関する規定を置いている。

すなわち、「消費量」の管理を行うためには、まず、「生産量」及び「輸入量」の管理を行うことが必要である。

その上で、消費枠の範囲内に「生産量－輸出量＋輸入量」を抑制するためには、「生産量」及び「輸入量」の管理を実施するとともに、一定数量以上の輸出が行われること又は当該数量の輸出がなされなかった場合に、当該数量分の製造(若しくは輸入)がなされないことを確保することが必要である。

このため、本法では、生産枠(許可製造数量)のうちの一部は、輸出実績に応じて製造することができる数量(輸出用製造数量)として指定する(法第5条)こととしている。

輸出用製造数量は、自社の製造したフロン等の物質が輸出されたこと又は輸出見込みが確実であることについて、経済産業大臣の確認を受けてはじめて製造できることとしている。すなわち、輸出確認という条件付きの生産枠ということである。生産枠から輸出用製造数量を控除した数量は、こうした条件のつかない自由に製造できる、いわば自由枠である。

○生産枠＝許可製造数量(法第4条)

○消費枠＝(許可製造数量(法第4条)－輸出用製造数量(法第5条))  
＋承認輸入数量(法第6条)  
＝(生産枠－輸出用製造数量)＋輸入枠

自由枠は、国内向けに製造することが期待されているが、法律上形式的には、国内向けの出荷が義務付けられているわけではなく、自由枠を用いて輸出をすることもできる。何故なら、自由枠を用いて輸出しても、議定書上の消費枠に穴があくだけであり、議定書の義務違反とはならないからである。

輸出用製造数量以上の輸出が行われれば、その数量分は、国内消費に回らなくなることから、消費枠にその分だけ余裕が生ずるが、これは経済産業大臣が運用で対応する。すなわち、場合により、かかる輸出が行われた分だけ、①他社の輸出用製造数量の減少の指定（即ち自由枠の増加）又は②輸入割当の追加を行う（法第8条）ことがあり得る。

（製造数量の許可）

第四条 特定物質等を製造しようとする者は、その種類及び規制年度（議定書の規定に即して特定物質等の種類ごとに経済産業省令で定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、当該規制年度において製造しようとする数量について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の場合には、この限りでない。

一 第五条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る数量以下の当該特定物質等を製造するとき。

二 第十一条第一項又は第十二条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る数量以下の当該種類の特定物質等を製造するとき。

三 第十三条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る数量以下の当該特定物質等を製造するとき。

四 政令で定める一定数量以下の特定物質等を製造するとき。

2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業大臣が告示する期間内に、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 前項の許可を受けて製造しようとする数量

三 製造及び貯蔵の場所

四 製造設備の構造及び能力

五 その製造に係る特定物質等のうち当該規制年度において輸出されることが見込まれるものの数量（第八条第二項において「輸出予定数量」という。）及びその仕向地

六 その他経済産業省令で定める事項

3 第一項第四号の政令で定める一定数量以下の特定物質等を製造しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、製造数量を経

経済産業大臣に届け出なければならない。

**【趣旨】**

本条は、特定物質等を製造しようとする場合には、原則として、その種類ごとに、かつ、所定の期間ごとにその数量に関して経済産業大臣の許可を受けなければならないことを規定している。

ここにいう「許可」は講学上の「許可」（特定行為に関する禁止の解除）に当たり、その根拠たる本条は、本法の骨格をなすものである。なお、具体的にどのような場合に特定物質等の製造を許可するかは、法第 7 条に許可等の基準として規定されている。

**【解説】**

**I. 背景等**

## 1 許可制とする理由

特定物質等の製造規制に関しては、以下の理由により、製造数量の許可制を採用することが適当である。

### (1) 製造量規制によることとしている理由

特定物質等について議定書上求められているのは、「生産量」及び「消費量」という数量の管理であることから、本法では、事業的的確遂行能力や人的資質に着目した開業規制は実施せず、製造数量についての許可制を置くことが適当である。

### (2) 製造量規制の態様として許可制が適切な理由

① 議定書に従って特定物質等の製造規制を行うに当たっての法的手段としては、①届出・変更命令、②許可制の2つ形態が考えられる。

①の場合、届出に係る製造数量に関しては原則受理し、一定の政策目標を達成する上で必要な場合にのみ、その変更を命ずることとなる。前例としては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（第2種特定化学物質に係る製造予定数量、輸入予定数量）が挙げられるが、これらは、届出に係る行為は原則自由になしうるが、一定の政策目標を実現する上で支障がある場合にのみ、一定の制限を課するという考え方にたって行われており、罰則も、計画等の届出義務違反に対して罰金刑が科せられるにとどまるのが通例である。

②の場合、一定の数量に限って製造行為を認めることとなる。前例としては、外為法（輸出量、輸入量）、砂利採取法（砂利採取計画）、麻薬取締法（製造数量等）が挙げられるが、これらは、許可に係る行為を原則禁止とし、一定の場合にのみこれを解除するという考え方にたって行われており、罰則も、罰金刑のみならず懲役刑が科されることが通例である。

② 特定物質等の製造に関しては、議定書に従った我が国の国際的な義務を履行するため、厳密な製造数量の管理が求められているところである。このため、規制対象者の申請数量いかんにかかわらず、製造数量規制を行っていくことが必要であることから、届出数量を原則受理する①は物質等の製造量の規制形態としてはなじまず、②の考え方に基づき製造数量の許可制をもって厳密な数量管理を行っていくことが適切である。

③ なお、フロン等の物質の製造行為を講学上の許可にかからしめることと

なるので、法文上も「許可」という用語を用いることとした。

## 2 許可制の例外

特定物質等を製造しようとする者は、原則として、その種類及び規制年度ごとに、経済産業大臣の許可を得るものとされているが、本条第1項各号においては、その例外として、以下の4つのケースを定めている。

### (1) 第5条の2第1項の許可を受けた者が当該許可に係る数量以下の当該特定物質等を製造する場合

本法においては、特定物質等ごとの製造数量の許可についても規定しており（法第5条の2参照）、既に経済産業大臣の許可を得ている場合には、重複して許可を得る必要はないことから、例外としたものである。

### (2) 破壊された数量の範囲内で新たに製造を行う場合（法第11条参照）

本法においては、議定書上締約国会議において承認された技術により破壊された数量が「生産量」に含まれないこととされていることに鑑み、当該技術により破壊された数量の範囲内で新たに特定物質等の製造を行うことを認めることとしている。

これは、オゾン層や地球温暖化に影響のない他の物質に変換された場合には、もはや管理を行うことは必要ないと判断されたことによるものである。

### (3) 他の物質の原料として使用された数量の範囲内で新たに製造を行う場合（法第12条参照）

議定書上は、破壊された数量に加え、他の化学物質の合成工程において原料として使用された数量についても、「生産量」に含めないこととしており、このため、本法においては、当該数量の範囲内で新たに特定物質等の製造を行うことを認めることとしている。

これは、破壊も原料としての使用も、他の物質への変換であることには変わりはないと考えられたことによるものである。

なお、破壊と異なり、原料使用については、「締約国会議により承認された技術」によることを求められていない。

### (4) 特定用途に使用された数量の範囲内で新たに製造を行う場合（法第13条参照）

議定書締約国会議の決定により、破壊された数量及び原料として使用さ

れた数量の他、特定用途については、「生産量」に含めないこととしている。  
そのため、本法においては、当該数量の範囲内で新たに特定物質等の製造を行うことを認めることとしている。

これは、代替物質が見つからない場合等におけるエッセンシャルユースに限って、許可制の例外とすることとしたものである。

#### (5) 政令で定める数量以下の製造を行う場合（法第4条第3項参照）

少量の特定物質等の製造については、これが試験研究用等の非商業生産に事実上限られることから、事前に届出を行うことにより、許可を受けなくとも行い得ることとしている。

しかしながら、かかる数量も議定書に基づく我が国の生産量の内数として取り扱うべきものであることから、本条第1項に基づく製造数量の許可に当たっては、事前届出がなされた数量を予め我が国として製造可能な特定物質等の数量から控除してから、その後に、残りの数量の範囲内でこれを行うとの運用を図ることとしている。

## II. 用語解説

### 1 第1項関係

#### (1) 「製造」

原則として特定物質等の合成を意味すると考えるべきであるが、本法における「製造」の外延を画するに当たっては、以下の3点が解釈上問題となり得る。

- ①回収された特定物質等を再利用する等のために行う精製との関係
- ②中間生成物としての特定物質等の合成との関係
- ③特定物質等と他の物質の混合物の製造との関係

以下それぞれについて検討することとする。

#### ①精製との関係

回収された特定物質等は、既に最初の合成の段階で本法に基づく管理の対象となっていることから、その再利用等のための精製は、本法にいう「製造」には当たらないものと解することが適当である。

立法論としては、その旨を規定上明らかにすることが必要かどうかが一応問題となりうるが、他の法令の例を見ても、精製を製造に含めることとする場合には、その旨を規定上明らかにしている（麻薬及び向精神薬取締

法) ことから、本件については、精製が製造に含まれない旨の規定を置かないこととすることが適当であると判断した。

なお、議定書上では 1990 年 6 月改正により、再利用された特定物質等の数量は生産量の算定に当たりカウントされないこと（議定書第 1 条 5）が明記されたが、これは確認規定であると考えられ、したがって、我が国においては、引き続き精製は製造に含まれないとの解釈に立って本法の運用を行うこととしている。

### ②中間生成物としての合成との関係

中間生成物としての合成については、当該合成から最終生成物の合成までが同一の製造工程内において行われている場合には、環境中に中間生成物たる特定物質等が放出されるおそれもなく、およそ「製造」には当たらない。

なお、同じ原料としての使用であっても、原料たる特定物質等の合成と当該特定物質等を原料として使用して行われる他の物質の合成とが異なる工程において行われる場合においては、当該特定物質等が環境中に放出されるおそれなしとし得ないことから、かかる場合の合成は「製造」として取り扱うことが適当と考えられる。そして、その上で、当該特定物質等が現に他の化学物質の原料として使用された場合には、当該使用数量の範囲内で新たな製造を行いうることとすることが適当であり、これは、1990 年 6 月改正により議定書上も明確に認められるところとなっている。

### ③特定物質等と他の物質の混合物の製造との関係について

環境中への放出の可能性については、特定物質等と他の物質の混合物の製造と特定物質等単体の製造との間に特に異なるところはない。このため、議定書上も、混合物中の特定物質等（規制物質）は、規制対象に含めることとされているところである。

したがって、特定物質等と他の物質の混合物の製造は、事前に製造としてカウントされていない場合には、本法上、当該混合物中に含まれる数量の特定物質等の製造として、取り扱うこととしている。

## (2)「特定物質等を製造しようとする者」

業として、すなわち反復継続して、製造しようとする者に限られない。

もちろん、営利目的であるか否かも問わない。我が国全体としての生産量を議定書に定める限度の範囲内に抑えるためには、一回限りの製造であって

も、その数量を本法の管理の対象とすることが必要であるからである。

(3)「規制年度」（議定書の規定に即して経済産業省令で定める期間）

議定書による特定物質の（供給）数量の管理は、議定書に定める特定の期間ごとに行うことが求められている。このため、本法においては、「規制年度」として、かかる特定の期間を経済産業省令において明らかにすることとしている。

具体的には、調整手続きによる議定書の変更（※）等がない限り、全ての特定物質等については、毎年1月1日から12月31日までの1年間を規制年度として定めることとしている。

（※） 議定書上は、調整手続きにより、批准（国会の承認）を経ずに条項の移動が生ずる可能性があり（議定書第2条9）、かつ、その蓋然性も決して低くないものと考えられるため、他の条約実施法の例も踏まえつつ、「議定書の規定」との用語を用い、議定書の個別の条項は引用しないこととした。

(4)「種類及び規制年度ごと」

議定書上、特定物質等の（供給）数量の管理は、議定書附属書のグループごとに、かつ、規制年度ごとに行うことが求められていることを踏まえた規定である。

(5)「数量について」

本条は、数量管理を目的としている。

(6)「許可」

講学上の許可（一般的禁止の特定の場合における解除）である。

(7)「政令で定める数量」（第4号）

試験研究用等の非商業生産に事実上限られると認められる場合に限り、事前届出制の対象とすることが適当である。その対象は議定書附属書グループCのグループI並びに議定書附属書FのグループI及びグループIIとし、数量は1規制年度当たり1kgと政令で定めている。

ここで数量を1kgとしたのは、研究機関等へのヒアリングの結果、試験研究用途で使用する際には1kgで十分な量であり、研究機関等が1kgの製造を行ったとしても、日本の基準限度に比すれば微々たる量であることから議定書上の義務の履行に影響を及ぼさないと考えられるからである。

1 規制年度あたりの数量で定めることとしているのは、議定書遵守のための数量管理上必要不可欠だからである。

また、かかる数量管理の観点からすれば、特定物質等の用途は問題とならない。したがって、政令で定める数量を超える数量の特定物質等の製造を行えば、たとえ、それがパイロットプラントの運転によるもの等試験研究用のものであっても、本条第1項に基づく許可を要することとなる。

## 2 第2項関係

### (1) 「経済産業大臣が告示する期間内に」

本条第1項に基づく許可の申請を行う者は、「経済産業大臣が告示する期間内に」所要の申請を行われなければならない。「告示」の期間は、原則として許可の申請から処分に至るまでに要する時間を考慮して決められることとなる。現行のHFC製造許可に関する運用では、原則として5営業日を期間として定めているが、例外的割当てに関する製造許可申請は、随時受け付けることとしている。

### (2) 「製造及び貯蔵の場所」(第3号)

法第26条に基づき許可製造者に対して立入検査を行う場合に、最も基本的な検査の場所である製造と貯蔵の場所を確定するためのものである。

### (3) 「製造設備の構造及び能力」(第4号)

本条に基づく許可処分を行う場合に当たって考慮すべき申請者の特定物質等の供給能力を技術面(「構造」)及び数量面(「能力」)から把握するためのものである。

### (4) 「その製造に係る」(第5号)

製造の段階において輸出数量を重複なく確定するためには、各製造者の特定物質等の輸出を、まず自己が製造したものに限る必要がある。このため、本法においては、自己が製造した特定物質等であることが、「輸出」に該当するための必要条件となる。

### (5) 「輸出される」(第5号)

自己が製造した特定物質等であれば、他者により輸出された場合も本項にいう「輸出」に該当する。

なお、輸出は、「当該規制年度」に行われることが必要である。

### (6) 「輸出予定数量」(第5号)

第5条の規定による輸出用製造数量の指定を行うに際して考慮することとしている。

(7) 「その他経済産業省令で定める事項」(第6号)

許可処分を行うにあたって勘案すべき事項は、その時々状況に応じて機動的に決定する必要がある。このため、申請時の記載内容の一部に関しては省令に委ねることとしたものである。具体的には、省令において、議定書第5条1の規定の適用を受ける議定書の締約国の基礎的な国内需要を満たすための製造を行おうとする者にあつては、当該製造の数量を記載すべきことが規定されている。なお、平成30年改正で新たに追加された代替フロンについては、キガリ改正において、議定書第5条1の規定の適用を受ける議定書の締約国の基礎的な国内需要を満たすための製造の対象とはされなかった。

3 第3項関係

(1) 「政令で定める数量」

第4条第1項第4号を参照のこと。

(2) 「経済産業省令で定めるところにより」

- ①届出の内容、届出の受付期間、届出先等届出に係る手続きを規定する省令である。
- ②届出の内容としては、氏名、製造の場所、製造の方法、製造実績、製造品目等がある(施行規則参照)。
- ③届出の受付期間としては、本項に基づく届出数量を確定しないと、本条第1項に基づく許可のベースとなる数量が確定し得ないことから、本条第2項の「告示」期間よりも遅れることはありえず、施行規則においてもかかる「告示」期間を本項による届出の受付期間としている。

**III 罰則**

- 1 本条第1項の規定に違反して無許可で特定物質等を製造した場合には、第30条の規定に基づき、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科され、又はこれらが併科されることとなる。
- 2 本条第3項の規定に違反して、届出をせずに政令で定める数量以下の特定物質等を製造した場合には、第33条の規定に基づき、10万円以下の過料が科されることとなる。

### (輸出用製造数量の指定)

第五条 経済産業大臣は、前条第一項の許可をする場合には、当該許可に係る数量の全部又は一部を輸出用製造数量として指定することができる。

2 前項の規定による輸出用製造数量の指定は、仕向地を定めて行う。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による指定に係る者の申請に基づき、その指定を変更することができる。

4 第一項の規定による指定があつたときは、その指定に係る者は、輸出用製造数量に係る特定物質等の製造においては、その製造に係る数量がその製造の時ににおける確定輸出数量（その製造に係る特定物質等（当該指定に係る種類のものに限る。）であつて、経済産業省令で定めるところにより、当該規制年度において同項の指定に係る仕向地に輸出されたこと又は輸出されることが確実であることについての経済産業大臣の確認を受けたものの数量をいう。）を超えることとならないようにしなければならない。

5 第三項の申請の手続は、経済産業省令で定める。

### 【趣旨】

議定書においては、「生産量」のみならず、「消費量」（＝生産量－輸出量＋輸入量）についても、各締約国において、管理していくことが求められている。

このため、本条においても「－輸出量」の部分に適切に対応するため、許可製造数量の一部を輸出用製造数量として指定し、かかる数量分については、たとえ製造許可を受けていたとしても、輸出がなされ又はなされることが確実でない限り、製造することができないものとする旨を定めている。

### 【解説】

#### I 背景等

許可製造数量のうちの一部を輸出条件付きの数量として指定し、かつ、輸出に関して経済産業大臣の確認制を導入したのは、次の理由からである。

議定書上の生産量及び消費量の上限を超えることのないよう、輸出される数量を勘案して製造数量の許可を行う必要があるところ。その方法としては、

①輸出用であるとの条件付きの製造数量を当初に割り当てる方法と②輸出実績に応じて製造可能数量を増加させる方法の2つが考えられる。

①の方法は、製造をしたが製造者の帰責しえない事由により輸出できなかった事態に至った場合においては、条件を担保することができなくなり、議定書の消費量の水準を遵守できなくなる。

これに対し、②の方法は製造の増加数量は輸出実績に応じて製造可能な数量の上限を表す「輸出用製造数量」を「基本製造数量」とは別枠として許可に係らしめた上で、「基本製造数量に輸出用製造数量又は輸出実績数量のいずれか小さい数量を加えて算定される数量」を上限とするという形で担保することが可能であり、本法は②の方法をとることとしたものである。

#### (参考) 輸出条件付き数量の考え方

議定書に従って生産量の限度を管理するためには、法第4条の製造数量の許可制のみにより担保できるが、議定書に従って消費量を管理していくためには、輸入量の規制と相まって、許可製造数量の一部を輸出数量に応じて製造できる量として管理する必要がある。

このため、本条において許可製造数量のうちの全部又は一部をいわば輸出条件付きの許可製造数量として指定することとしたものである。具体的には、許可製造数量から輸出用製造数量を控除した数量に承認輸入数量を加えた数量が、議定書上の消費量の限度内となるように運用することとなる。

議定書上の消費量を確保するためには、輸出用製造数量については、輸出があつて初めて製造を認めることが適当である。このため、第4条の許可製造数量から第5条の輸出用製造数量を控除した数量（自由枠）の範囲内で製造したものを輸出し、かかる輸出実績に応じて輸出用製造数量の範囲内で追加的に製造する等輸出用製造数量分については、原則、輸出実績に応じた製造を行わせ、輸出を見込んだ製造は行わせないこととする。

(注) この場合、製造数量の限度は以下のとおりとなる。

[第4条許可製造数量－第5条輸出用製造数量] + min [第5条輸出用製造数量、輸出実績]

すなわち、(自由枠) + min [輸出用製造数量、輸出実績]

しかし、輸出を見込んだ製造を一部認めないと製造の円滑化に支障をきたすこととなる事態も想定し得る。特に、これは、輸出比率が高く、自由枠の比率が低いほど存在し得る。このため、製造・輸出の円滑な実施のために必要最小限の範囲で輸出を見込んだ製造を一部認める必要がある。

(注) この場合、製造数量の限度は以下のとおりとなる。

[第 4 条許可製造数量－第 5 条輸出用製造数量] + min [第 5 条輸出用製造数量、輸出実績+輸出見込]

すなわち、(自由枠) + min [輸出用製造数量、輸出実績+輸出見込]

輸出実績に関しては、自己の製品の輸出であることを自ら説明できるものに限定するため、また、輸出見込に関しては、それが確定的なものであることを担保する必要があるため、双方とも経済産業大臣の確認に係らしめることが適当である。

## II 用語解説

1 「経済産業大臣は、前条第 1 項の許可をする場合には、……、指定する」

経済産業大臣が、法第 4 条第 1 項に基づく許可処分を行う際に輸出用製造数量を指定することを規定している。経済産業大臣が、本条に基づく指定を行う際の基準は、法第 7 条に規定されているが、法第 4 条第 2 項に基づき許可申請者に提出させる「輸出予定数量」を判断材料の一つとしつつ、法第 4 条第 1 項の許可製造数量から輸出用製造数量を控除した数量に外為法に基づく輸入承認数量を加えた数量が、議定書上の消費量の限度内となるように運用することとなる。

2 「指定することができる」

許可製造数量と輸入承認数量の合計が議定書上の消費量の限度を下回る場合や、全く輸出実績のない許可製造者に対しては、輸出用製造数量の指定を行わない場合もありうるため、「指定するものとする」とせず、「指定することができる」と規定している。

3 「確定輸出数量」

許可製造者の許可に係る規制年度における輸出実績数量と輸出見込数量のうち、経済産業大臣の確認を受けた数量をいう。許可製造数量から輸出用製造数量を控除したいわゆる自由枠と、この「確定輸出数量」の合計が、許可製造者の基本的な製造数量の限度となる。

#### 4 「その製造に係る」

法第4条の「解説」を参照。

#### 5 「経済産業省令で定めるところにより」

輸出の確認の要件及び手続きを定める省令である。

#### (特定物質等ごとの製造数量の許可)

第五条の二 経済産業大臣は、議定書の的確な実施を確保するために必要があると認めるときは、第四条第一項の許可のほか、特定物質等及び規制年度ごとに、当該規制年度において製造しようとする特定物質等の数量について、許可を行うことができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による特定物質等ごとの製造数量の許可を行おうとするときは、その旨を告示するものとする。

3 第四条第二項の規定は、第一項の許可について準用する。

#### 【趣旨】

議定書上において、将来的に、エッセンシャルユースが物質ごとに生産量及び消費量の上限を定めて認められた場合等に対応しうるよう、必要に応じ、特定物質等ごとに製造数量の許可を行うことができることとする。

なお、現行の議定書上にはこのような定めはないことから、本条に基づいて実際に特定物質等ごとの製造数量の許可制は行っていない。

#### (輸入の承認)

第六条 特定物質等を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

### 【趣旨】

本条は、議定書上の消費量の限度を遵守するために必要な特定物質等の輸入規制に関しては、外為法第 52 条に基づき行うことを宣明している。

### 【解説】

#### I 背景等

議定書実施のための輸入規制を外為法で行う理由及び本条の必要性は以下のとおりである。

##### 1 議定書実施のための輸入規制を外為法で行う理由

外為法は、外国貿易の健全な発展を図る観点から、貿易規制を一元的に行うことを立法主旨とするものである。このため、国際約束である条約の実施に係る貿易規制に関しては、かかる外為法の立法趣旨からして、外為法で規制ができない特別な事情がない限り、当然外為法にて一元的に行うことが適切であり、条約実施に係る貿易規制は全て外為法単独で行ってきている。

我が国が条約上負った輸入の規制に関する義務を外為法により履行している例としては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（通称ワシントン条約）等が挙げられる。

特定物質等の輸入規制は、正に条約実施のために行うものであり、これは、「外国貿易の健全な発展」のための輸入規制に該当するため、外為法にて実施することが適切である。したがって、モントリオール議定書を実施する上で必要な製造規制は本法で、輸入規制は外為法で実施することとした。

##### 2. 本条の必要性

かかる構成をとった場合、本法は外為法による輸入規制と相まって初めてその法目的を達成できるという特殊な性格を有することとなる。このため、本法においては、外為法に関する次のような規定を設けることとしたものである。

すなわち、本条において、条約及び議定書遵守のための輸入規制は外為法

にて実施することを宣明する（本条は、輸入承認の法的根拠を与えるものではない。）とともに、法第7条において、本法の製造量許可と外為法の輸入承認を経産大臣が共通の規範に従って行っていくための許可等の基準を確認的に規定することとしている。

なお、輸入承認の申請手続きや、輸入承認に対する条件の付加及び変更の承認に関しては、外為法に基づく所要の規定に沿って行うことが明白であること及びこれらに関しては外為法と本法の間で厳密な整合性を確保する必要がないことから、本法には明示しなかったところである。

輸出についてこのような宣明規定を本法において設けていない理由は、輸出承認は、直接的に国内総量を調整するものではなく、密接に関連する規定が本法にないことから、宣明規定は不要と考えられる点にある。

## **II 用語解説**

### **1 「外国為替及び外国貿易管理法第52条」**

(1) 外為法第52条は、輸入の承認の根拠規定である。具体的な輸入管理の規定は、輸入貿易管理令に定められている。

(2) 特定物質等の輸入規制は、①議定書第2条の規定に基づく消費量規制のための締約国からの輸入数量規制と、②議定書第4条の規定に基づく非締約国からの輸入禁止の二つを内容としている。このため、輸入貿易管理令上、いわゆるIQ制度（同令第4条第1項第1号）と承認制度（同令第4条第1項第2号）を併用することとなる。すなわち、全地域からの特定物質等の輸入数量を輸入割当（IQ）により輸入者に割当て、輸入承認により、非締約国を船積地とする特定物質等には輸入承認を与えないこととなる（品目及び船積地の指定は告示（輸入公表）で行う）。

なお、HFCに係る非締約国との貿易規制は、70カ国以上の批准を条件に発効することとなっている。

### **2 「承認」**

外為法上の「承認」とは、講学上の許可を意味している。また、外為法に基づく輸入の承認の権限を有しているのは経済産業大臣である。

## **III 罰則**

外為法の規定に違反して、経済産業大臣の承認を得ずに特定物質等を輸入した者は、外為法第 69 条の 7 条第 1 項第 5 号の規定により、罰則（5 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金又はこれらの併科）が科せられる。

（許可等の基準）

第七条 経済産業大臣は、我が国の特定物質等の種類ごとの生産量及び消費量が議定書の規定に基づき我が国が遵守しなければならない限度を超えるものとならないように、かつ、特定物質等の製造及び輸出入の状況及び動向その他の事情を勘案して、第四条第一項若しくは第五条の二第一項の許可、第五条第一項の規定による指定若しくは同条第三項の規定による変更又は前条の輸入の承認に関する処分を行うものとする。

#### 【趣旨】

本条においては、法第 4 条第 1 項及び第 5 条の 2 第 1 項の製造数量の許可、法第 5 条の輸出用製造数量の指定、法第 6 条の輸入の承認等に当たって経済産業大臣がよって立つべき基準を規定している。

#### 【解説】

##### I 背景等

- 1 本条における基準は、具体的には、以下の 3 つの局面における基準を意味する。すなわち、①各規制年度の我が国における「消費量」の水準を設定する際の基準、②一定の「消費量」を実現しようとする際における「生産量」、「輸出量（輸出用指定数量）」及び「輸入量」の配分の基準、③「生産量」、「輸出量（輸出用指定数量）」及び「輸入量」の各製造者、各輸入者に対する配分の基準、である。
- 2 本条において、許可等の基準を個別具体的に列挙することなく、包括的に掲げているのは、特定物質等の価格、品質、サービス等を総合的に判断した上で消費者が選択した結果という意味で直近の経済合理性を反映した客観的な指標である「（我が国全体の）製造及び輸出入動向」及び「（各申請者の）製造及び輸出入状況」を許可等に当たっての基本的な判断材料としつ

つ、この他、①価格の動向、②品目別・用途別の製造動向、③代替品の開発状況等「その他の事情」をその時々状況に応じて適宜、行政庁が機動的に勘案することが、安定的な特定物質等の供給を実態に即して確保する上で必要不可欠であるからである。

- 3 かかる許可基準の規定を他の数量許可を行っている法律（外国為替及び外国貿易管理法、輸出入取引法、麻薬取引法、砂利採取法等）における許可基準の規定と比較しても、特に抽象的に過ぎるものではなく、議定書に従った規制を行うことが法文上明定されている以上、経済産業大臣に過大な裁量権を与え、国民に過重な負担をもたらすことにはならない。
- 4 なお、本条の基準を踏まえた、HFCに係る製造数量の許可及び輸入承認・割当ての具体的な運用については、「特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用について」（平成30年9月21日経済産業省製造産業局長通知）に定めている。

## II 用語解説

### 1 「限度」

「基準限度」との関係について、第3条を参照。

### 2 「状況及び動向」

「状況」とは各申請者の特定物質等の製造・輸出入の状況、「動向」とは特定物質等の日本全体及び世界全体の製造・輸出入の動向を表している。

### 3 「処分」

「処分」には、申請数量の一部許可や不許可処分も含まれる。

(許可製造数量の増加の許可)

第八条 第四条第一項又は第五条の二第一項の許可を受けた者（以下「許可製造者」という。）は、その許可に係る規制年度内において、経済産業大臣が告示する期間内に、第四条第一項又は第五条の二第一項の許可に係る数量（以下「許可製造数量」という。）の増加の許可を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 増加しようとする許可製造数量
- 三 輸出予定数量及びその仕向地
- 四 その他経済産業省令で定める事項

3 第五条及び前条の規定は第一項の増加の許可について準用する。

### 【趣旨】

本条は、法第9条と並んで、許可製造者が許可に係る規制年度において、許可製造数量その他許可申請事項を変更しようとする時の手続きを定めている。本条では、このうち、許可に係る規制年度途中における許可製造数量の増加という許可製造者にとって有利な変更をしようとする際の手続きを定めている。

本条第1項に基づく許可製造数量の増加の許可は、法第4条第1項の製造数量の許可及び法第5条の輸出用製造数量の指定と同様に、法第7条の基準に従って行われる。

### 【解説】

#### I 背景等

本条による許可製造数量の増加の許可が行われ得るケースとしては、以下のような場合がある。

1 議定書上の「生産量」の「限度」に対し余裕がある場合

第9条第2項の製造予定数量の減少の届出又は第16条の許可の取消し、削減若しくは減少の処分が行われた場合等があり得る。

2 議定書上の「生産量」の「限度」が拡大した場合

- (1) 開発途上国たる締約国の基礎的な国内需要を満たすため必要なとき
- (2) 他の締約国からの生産枠の移転を受けたとき

## **II 用語解説**

### **1 第1項関係**

#### **(1) 「増加しようとする……数量」**

申請すべき数量は、許可数量の増加分である。

#### **(2) 「その他経済産業省令で定める事項」**

申請者に特定物質等を安定的に供給する能力があるか否かを判断する上で必要な事項を定めるもの。

### **2 第3項関係**

「第5条及び前条の規定は第1項の増加の許可について」

本条第1項の増加の許可に際しては、第4条第1項の許可と同じく、法第5条に基づき輸出用製造数量の指定が再度行われる。即ち、許可の増分を自由枠で与えるか輸出枠で与えるかは経済産業大臣が決定する。また、本条第1項の増加の許可を行うに際しての基準は、第4条第1項の許可と同じく法第7条に規定されている基準によることとしている。

(許可製造者の変更の届出等)

- 第九条 許可製造者は、第四条第二項第一号、第三号又は第四号（第五条の二第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 2 許可製造者は、許可に係る規制年度において製造しようとする特定物質等の数量（以下「製造予定数量」という。）が許可製造数量（前条第一項の増加の許可、第十六条第一項の規定による削減又は同条第二項の規定による減少の処分があつたときは、これらの処分による変更後のもの）を下回ることが確実となつたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該製造予定数量を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出があつたときは、届出をした者の許可製造数量は、届出に係る製造予定数量に変更されるものとする。

### 【趣旨】

本条は、前条と並んで、許可製造者が許可に係る規制年度において、許可製造数量その他許可申請事項を変更しようとする時の手続きを定めている。本条では、このうち、許可申請事項のうち数量とは直接関係がない氏名等、製造等の場所、製造設備の構造及び能力を変更した場合、及び許可製造数量を減少する場合（本条第2項）の手続きを規定している。いずれの場合でも議定書上の生産量及び消費量の限度を担保する上では支障は生じないため、前条のように許可制に係らしめることはせず、届出制としたものである。

### 【解説】

#### I 用語解説

##### 1 第1項関係

##### (1) 「第4条第2項第1号、第3号又は第4号・・・に掲げる事項」

許可製造者の氏名及び住所、製造及び貯蔵の場所、製造設備の構造及び能力の変更があつた場合、議定書上の生産量及び消費量の限度を遵守する上では問題ないものの、報告徴収（法第25条）、立入検査（法第26条）、許可の取消し（法第16条）等本法に基づく行政処分の実効性を担保するために、事後的な届出に係らしめたものである。

(2) 「経済産業省令で定めるところにより」

届出事項の内容（変更の理由等）、届出に際して提出すべき書面の部数、届出をすべき期間等届出に係る手続きについて規定する。

(3) 罰則

本項に基づく届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、法第 33 条の規定により 10 万円以下の過料に処せられる。

## 2 第 2 項関係

(1) 「(……「製造予定数量」……) が許可製造数量……を下回ることが確実となったときは」

許可製造数量に、いわゆる空枠が生ずることが確実となった場合には、許可製造者は自主的に空枠を返還すべきことを規定した責務規定である。空枠が生ずることが確実であるにもかかわらず本項の規定に従わずに空枠を返還しない場合、又は空枠の一部しか返還しない場合には、罰則は科されないが、法第 16 条の規定により許可製造数量の減少の処分を受けることがあり得る。

(2) 「経済産業省令で定めるところにより」

届出事項の内容（変更の理由等）、届出に際して提出すべき書面の部数、届出をすべき期間等届出に係る手続きについて規定する。

## 3 第 3 項関係

本条第 2 項に基づき製造予定数量が届出された場合には、届出者の許可製造数量は届出数量に下方修正される。

(許可の条件)

第十条 第四条第一項若しくは第五条の二第一項の許可又は第八条第一項の増加の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、議定書の的確かつ円滑な実施を確保し、又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

## 【趣旨】

本条は、法第4条第1項、第5条の2第1項の許可又は法第8条第1項の増加の許可には、条件を付することができる旨を規定している。なお、外為法に基づく輸入の承認についても、輸入貿易管理令第11条の規定により、条件を付することができる。

## 【解説】

### I 用語解説

#### 1 第1項関係「条件」

本条にいう条件とは、許可の相手方に一定の義務を課する、いわゆる行政法上の附款の一種と解される。

#### 2 第2項関係

(1)「議定書の的確かつ円滑な実施を確保し、又は許可に係る事項の確実な実施を図るため」

本条に基づく条件が付される場合としては、製造数量のみの許可をもっては議定書の的確かつ円滑な実施を図ることが困難と認められる場合が挙げられる。また、複数の品目から構成される特定物質等に関し、特定の品目に偏った供給がなされ、需給上の混乱が生ずるおそれがあるときには、議定書の円滑な実施を図る観点から、品目別の製造量を条件として付することもありうる。このため、本条では条件を付す場合として「許可に係る事項（即ち製造数量）の確実な実施を図る」場合に加えて、「議定書の的確かつ円滑な実施を図る」場合を明定している。

具体的な条件の例としては、2016年10月に採択されたモントリオール議定書の改正において、特定物質等の製造において可能な限り副生するHFC23を破壊する義務が新たに課されたことに伴い（議定書第2条のJ第6）、許可の条件として、副生するHFC23の破壊義務を付すことを想定している。その他には、開発途上国たる締約国向けの輸出用として許可された製造数量に関しては、今後の議定書締約国会合における議論の進展によっては、議定書の的確な実施を図るため、相手国メーカーの同意を証する書面の提出や、仕向地の特定等を条件として付する等が想定されうる。

(2)「必要最小限のものに限り、かつ、……………不当な義務を課することとなる

ものであってはならない」

第2項の規定は、本条では条件の内容については特に規定していないので、それが恣意的なものとならないよう、議定書の的確かつ円滑な実施を確保し、又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課するものであってはならないこととする趣旨である。

### (3) 条件違反の取扱い

本条において付された条件に違反した場合には、法第16条第1項第3号の規定により、許可の取消し又は許可製造数量の削減の処分を受けることとなり、また法第7条の運用上、翌規制年度の許可を行わないこともありうる。なお、輸入の承認に附された条件に違反した場合には、外為法第53条第2項の規定により、1年以内の輸入の禁止処分を受けることとなる。

#### (製造数量の確認)

第十一条 特定物質等を製造しようとする者は、その種類及び規制年度ごとに、特定物質等が経済産業省令、環境省令で定める基準に従い当該規制年度内に破壊されたこと又は破壊されることが確実であることを経済産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の特定物質等(当該証明に係る種類のものに限る。)を製造することができる旨の経済産業大臣の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、特定物質等の種類ごとに、次の事項を記載した申請書に同項の規定による証明に係る書面を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 破壊を行つた者又は行うことが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 破壊された数量又は破壊されることが確実である数量並びに破壊の場所及び年月日
- 四 製造しようとする特定物質等の製造及び貯蔵の場所
- 五 その他経済産業省令で定める事項

## 【趣旨】

本条は、議定書上「生産量」に「締約国により承認された技術によって破壊された量」が含まれないこととされている（議定書第1条5） ことに対応するために定められたものである。

破壊されて他の物質に変換された数量については、オゾン層に悪影響を及ぼすおそれがないことから、モントリオール議定書においては、締約国ごとに管理すべきこととしている「生産量」にかかる数量を含めていない。

## 【解説】

### I 背景等

#### 1 議定書のスキームとの関係

本法においては、議定書上「生産量」に「締約国により承認された技術によって破壊された量」が含まれないこととされている（議定書第1条5） ことに対応するため、以下のような考え方をとっている。

すなわち、本法においては、第4条（第1項及び第2項） により、原則として全ての製造数量について管理することとした上で、「破壊」がなされれば、その数量の範囲内で、新たな製造を行い得るという仕組みを採用している。

#### 2 製造者に立証責任を負わせることについて

破壊された数量に応じ、その範囲内でのみ製造を認めることとすれば、第4条により認められたもともとの製造数量の合計が議定書の「生産量」の限度を超えていない限り、議定書の遵守は図られる。

しかしながら、破壊を実行する者は、当該破壊の事実を基に新たな製造を行おうとする者に限られるものではない。このため、「破壊」に基づく新たな製造を認めるに際しては、如何なる立場の者に「破壊」についての立証責任を負わせるかが問題となり得る。

この問題については、本法では、以下の理由から、当該事実を基に特定物質等の製造を行おうとする者に破壊事実の立証責任を負わせることとしている。

第一に、そもそも、破壊数量の証明によって法律上の利益を得るのは、当該事実を基に新たな製造を行おうとする製造者であることから、制度の効果的かつ円滑な運用を図るためには、かかる立場にある製造者に情報の収集、チェック等を行わせることが適当である。

第二に、製造者経由で破壊数量についての情報を得ることとしても、製造者が破壊の実行者から所要の資料の提供等十分な協力を得ることが出来ず、適切に証明を行うことが出来ない場合には、経済産業大臣は確認を行わないこととなるので、本法の目的である議定書に定められた「生産量」の限度の遵守という観点からは何ら問題は生じない。

第三に、逆に、破壊について経済産業大臣等国の機関が法に基づきオーソライズすることとすると、当該オーソライズに瑕疵が存在した場合、議定書の遵守のためには、製造者の責めに帰することの出来ない場合であっても、製造の確認を取り消さざるを得ないこととなり、製造者に責任を一元化する場合に比べ、かえって製造者にとって酷な制度となり得る。

### 3 瑕疵ある確認についての対応について

また、このように破壊事実を基に新たに製造を行おうとする者に破壊についての立証責任を負わせることとした場合において、仮に、(かかる立証を基になされた) 新たな製造を行い得る旨の確認に瑕疵があったとしても、以下のとおり、適切な対応が可能である。

まず、本件確認は破壊されたこと等についての証明が十分に行われたと経済産業大臣が判断する場合にのみ行われるものであり、かつ、製造者以外の者には単独で不正の手段を用いる直接の利益はないため、製造者が不正の手段により証明を行った場合以外には、確認に瑕疵が存在することは、ほとんどないと考えられる。

そして、製造者が不正の手段を用いた場合には、法の規定に基づき、確認の取り消しを行うことが可能であるし、仮に、製造者による不正以外の瑕疵が存在したとしても、条約(モントリオール議定書)の遵守という公益上の要請がある以上、オゾン層保護法に明文の規定がなくとも、将来に向けて確認の取り消しを行うことが可能であると解釈され、適切な対応が可能であると考えられる。

なお、オゾン層保護法には、製造者が不正の手段を用いた場合の取消しについてのみ、明文の根拠を置いているが、これは、この場合における取消しの効果が原則として既往に遡り、結果、法に基づく罰則が確認製造者に適用されることとなることから、他の取消しと区別し、法的根拠を明記することとしたものである(法第16条の解説参照)。

4 規制年度内に破壊されることが確実な場合には事前確認を行うこととし得ることについて

破壊が規制年度末に行われた場合には、事後確認制を前提とする限り、当該破壊により実施が可能となるはずの特定物質等の製造を当該規制年度中に実際に行うことは極めて困難となる。

このため、本法においては、実需の状況からみて所要の供給を確保するため必要であると判断され、かつ、破壊されることが確実であると認められる場合には、事前にも確認を申請し得ることとするとしている。

なお、破壊されることが確実であるか否かについては、破壊すべき特定物質等が現に収集を完了しているか否か、設備能力に余裕はあるか、設備の運転状況は順調であり、また、万一事故があった場合の復旧のための体制はどうか等の点を勘案しつつ、厳格に判断することとしており、例えば、破壊実施予定日等についてまでほぼ確定している場合にのみ、確認を行うこととしている。

## 5 その他

(1) 本条の確認処分については、第5条（輸出用製造数量の指定）の準用はない。確認処分的前提としての破壊は、我が国国内向けの特定物質等を対象としたことが明らかであるからである。

(2) 本法に基づき特定物質等の破壊によって副次的に大気が汚染される場合には、大気汚染防止法等により所要の規制がかかることになる。

## II 用語解説

### 1 第1項関係

(1) 「経済産業省令、環境省令」

議定書第1条5の「締約国により承認された技術」を規定することとしている<sup>3</sup>。

(2) 「破壊された」

議定書第1条5の“destroyed”と同一の概念である。特定物質等を他の物質に変換することをいう。ただし、第12条の「原料として」の「使用」

---

<sup>3</sup> HFCの破壊技術については、2018年11月に開催された締約国会議において合意された。

は除かれる。

(3)「経済産業省令で定めるところにより」

確認申請（破壊の証明）の手続き等を定めることとしている。

(4)「確認」

確認という用語は、法令上、公の機関が一定に法律事実又は法律関係の存否を認定する意味に用いられる。確認の直接の効果は、法律事実又は法律関係の存否を公の権威をもって確定することにあるが、法令によって特別の効果を確認に附着する場合もある。本法の場合、一定数量の特定物質等の破壊の証明を適切に行ったり、当該数量の特定物質等を製造することができる旨の確認を受け得ることとしており、この確認を受ければ、原則禁止されている特定物質等の製造ができる旨の効果が得られることとなる。この場合は、その得られる効果と確認の制度の全体をみれば、一般的禁止を、確認を受けた者に解除することになるから、こういう場合の確認は、實際上許可とほとんど同じ結果になる。

## 2 第 2 項関係

(1)「同項の規定による証明に係る書面」

特定物質等の破壊数量を確定するために必要な資料（破壊設備の能力、構造を記した書面を含む。）が考えられる。

(2)「その他経済産業省令で定める事項」

本条の規定による確認を受けた者に対して、本法に基づく行政処分を確実に行うために必要な事項を本省令で規定する。

なお、本条第 1 項の確認は、一定の法律事実又は法律関係の存否を確定する行為であるから、第 4 条第 1 項に基づく許可処分と異なり行政庁の裁量の余地はなく、第 4 条第 2 項のように、例えば特定物質等の安定供給能力を判断するために製造能力を提供させ、これをもって本条第 1 項の確認処分を行うか否かにつき判断することはできないと解すべきである。

## III 罰則

本条第 1 項に基づき確認を受けた数量、又はこれに自由枠と確定輸出数量を加えた数量を超えて製造した場合には、製造数量の限度違反を理由に法第 30 条に基づき 3 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科される。

第十二条 特定物質等を製造しようとする者は、その種類及び規制年度ごとに、特定物質等が当該規制年度内に当該特定物質等以外の物質（当該特定物質等と当該特定物質等以外の物質の混合物を除く。）の製造工程において原料として使用されたこと又は使用されることが確実であることを経済産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の特定物質等（当該証明に係る種類のものに限る。）を製造することができる旨の経済産業大臣の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、特定物質等の種類ごとに、次の事項を記載した申請書に同項の規定による証明に係る書面を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 原料として使用した者又は使用することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 原料として使用された数量又は使用されることが確実である数量並びに原料としての使用の場所及び年月日
- 四 製造しようとする特定物質等の製造及び貯蔵の場所
- 五 その他経済産業省令で定める事項

### 【趣旨】

本条は、議定書第1条5において「破壊された数量」とともに「生産量」に含めないこととされている「他の化学物質の製造のための原料として完全に使用された量」について、適切な取扱いを行うために置かれたものである。

原料としての使用も、破壊も、他の物質への変換を意味し、オゾン層への悪影響等を回避し得る措置であるという点において変わりはないので、本条の基本的構成は、第11条と同様のものとなっている。

### 【解説】

#### I 背景等

##### 1 破壊との関係について

原料としての使用も、破壊も、他の物質への変換を意味する点において変わりはない。

しかしながら、原料としての使用については、破壊と異なり、議定書上締約

国により承認された技術によることを求められていない。

このため、経済産業省としては、議定書締約国会合で別段の定めがなされない限り、本条の具体的な運用に当たっては、締約国で承認された技術に照らすことなく、他の物質に変換された特定物質等の数量を客観的かつ確実に把握できる場合にのみ、(破壊ではなく、)他の化学物質の原料としての使用として取り扱うこととする。

具体的には、①特定物質等を原料として製造した他の物質の数量を正確に把握することができ、かつ、②特定物質等から他の物質に至る化学反応式が明らかになっている場合に限り、他の物質の原料としての使用として取り扱うこととする。

また、特定物質等を加工用反応ガスとして用いる場合には、上記①に代わり、①「特定物質等の投入量と反応残となり使用されなかった量を正確に把握できることを要件とし、確実に反応し他の物質に変換された特定物質等の数量を、原料としての使用分として取り扱うこととする。

## 2 その他

議定書のスキームとの関係、製造者に立証責任を負わせることの適切さ、瑕疵ある確認についての対応、規制年度内に破壊されることが確実な場合には事前確認を行うこととし得る理由、輸出用製造数量の指定の有無及び副生物への対応のあり方については、破壊と全く同様の考え方にに基づき、同様の対応を図っているところである。

## II 用語解説

### 1 第1項関係

(1)「当該特定物質等以外の物質（当該特定物質等と当該特定物質等以外の物質の混合物を除く。）の製造工程において原料として使用」

議定書第1条5の“entirely used as feedstock in the manufacture of other chemicals”（「他の化学物質の製造のための原料として完全に使用された量」）と同一の概念である。

「物質」という用語を用いたのは、本法では、従来より「化学物質」の意で「物質」という用語を用いてきたことを勘案したことによるものである。

また、法の運用に当たっては、原料として使用されなかった数量は、当然

に証明の対象として取り扱わないこととしているので、「使用」という用語で“entirely used”の内容を表現することとした。

なお、「(当該特定物質等と当該特定物質等以外の物質の混合物を除く。)」という注釈をあえて加えることとしたのは、議定書が第1条4において混合物中に含まれる規制物質(特定物質等)も規制対象として取り扱うことを明らかにしているのに対し、本法においては、混合物中の特定物質等が規制対象となることについては、解釈・運用により対応を図ってきたので、本条の原料としての使用が、混合物を製造するための材料としての使用を含まない旨を条文上明らかにすることが適当であると判断したことによるものである。

(2) 「確実」

第11条の解説参照のこと。

(3) 「経済産業省令で定めるところにより」

第11条の解説参照のこと。

(4) 「確認」

第11条の解説参照のこと。

2 第2項関係

(1) 「同項の規定による証明に係る書面」

第11条の解説参照のこと。

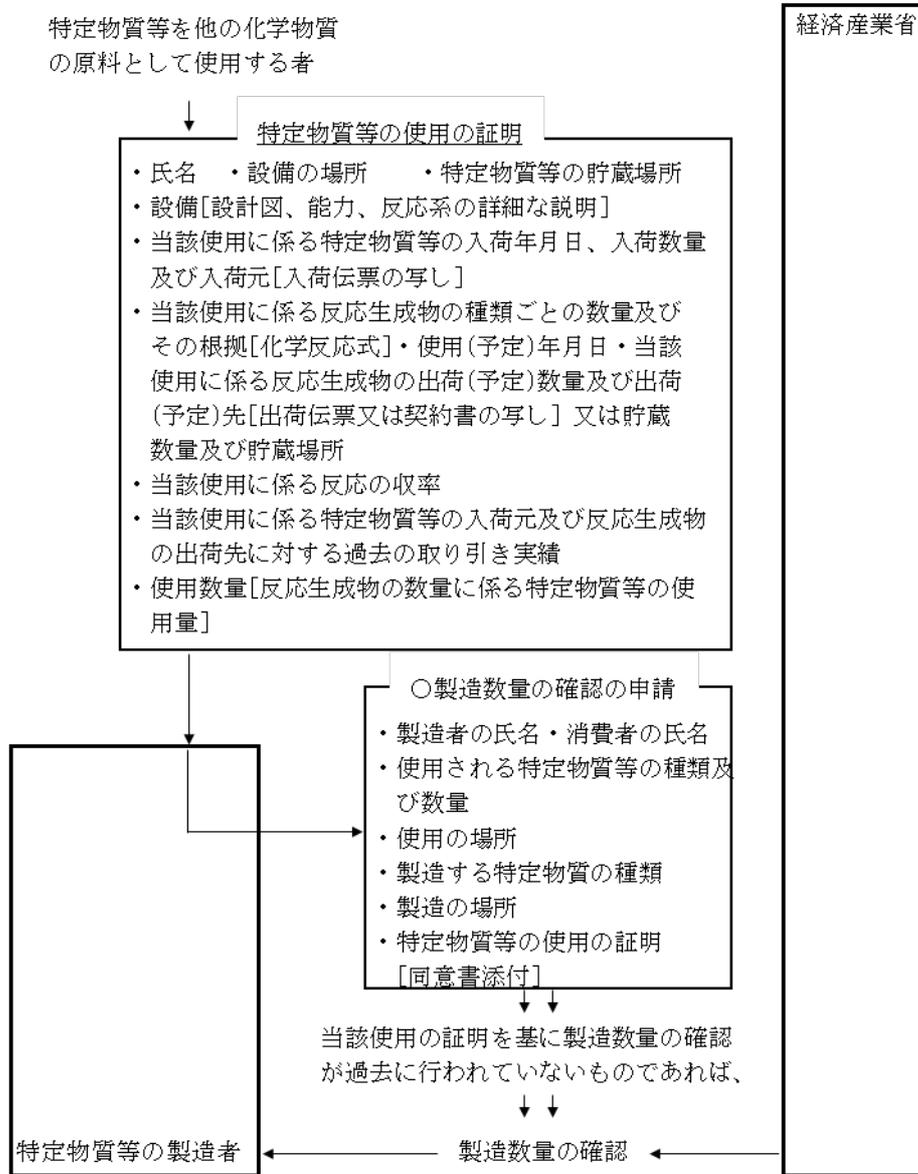
(2) 「その他経済産業省令で定める事項」

第11条の解説参照のこと。

**III 罰則**

第11条の解説参照のこと。

(参考) 原料としての使用に係るスキーム図



第十三条 政令で定める特定物質等を製造しようとする者は、規制年度ごとに、当該特定物質等が当該規制年度内に政令で定める用途（以下この条において「特定用途」という。）に使用されたこと又は使用されることが確実であることを経済産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の当該特定物質等を製造することができる旨の経済産業大臣の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書に同項の規定による証明に係る書面を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定用途に使用された数量又は使用されることが確実である数量

三 製造しようとする当該特定物質等の製造及び貯蔵の場所

四 その他経済産業省令で定める事項

3 第一項の政令で定める特定物質等を製造する者が、その製造に係る当該特定物質等にこれが特定用途以外の用途に使用されることを防止するための措置を講じて、これを他の者に引き渡す場合として政令で定める場合にあつては、当該引渡しに係る当該特定特定物質等の製造は、第四条第一項の規定の適用については、第一項の確認を受けた者がその確認に係る数量の範囲内で行うものとみなす。

#### 【趣旨】

1 議定書上、締約国が不可欠なものとして合意された用途を満たすために必要であると認めたときは、生産量及び消費量の規制の対象外としている（議定書第2条のH等）。

本条は、このような議定書の規定に基づき、製造数量規制の対象とならない特定用途での使用されたこと又は使用されることが確実であることが証明された場合について、経済産業大臣の確認を受けて特定物質等を製造することができることとしている。

このスキームは、第12条に基づき原料用途についても製造数量規制から外すこととするのと同様に、製造者が特定用途に使用されることを証明する範囲内で製造を認める対応となっている。

2 具体的な特定用途は、政令において、恒久的な措置として臭化メチルを貨物の輸出入に際して行う検疫用途、時限的な措置として四塩化炭素の試験研究用途等を定めている。

3 第3項においては、特定物質等の製造であっても、他の者への引き渡しの方法等から明らかに特定用途以外の用途で使用される懸念がないような場合等については、経済産業大臣の確認にかからしめずとも、製造を認めて問題ないと考えられ、また、このような場合についてまで確認を義務づけることとすると、事業者に対して過剰な規制を課するおそれがある。そのため、このような場合を政令で定めることとし、経済産業大臣の確認なしに特定物質等の製造を認めることとしている。

#### 【解説】

第11条、第12条の解説参照

#### 【用語】

1 第一項関係 「政令で定める特定物質等」

平成30年改正において、「指定特定物質」という名称を削除することとした。これは、「指定特定物質」という名称が本条にのみ使用されていることに鑑み、わかりやすさの観点から削除したものである。

2 第三項関係 「政令で定める場合」

政令では、検疫用臭化メチルくん蒸剤について農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項の登録を受けた臭化メチルの製造業者が、当該登録に係る検疫用臭化メチルくん蒸剤の容器に貨物の輸出入に際して行う検疫用途以外の用途に使用してはならない旨の表示をして、これを他の者に売り渡す場合、を定めている。

(確認製造者の変更の届出)

第十四条 第十一条第一項、第十二条第一項又は前条第一項の確認を受けた者（以下「確認製造者」という。）は、第十一条第二項第一号若しくは第四号、第十二条第二項第一号若しくは第四号又は前条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

**【趣旨】**

- 1 本条は法第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の確認を受けた者（確認製造者）が、氏名等及び特定物質等の製造及び貯蔵の場所を変更した場合の手続きを規定している。
- 2 氏名や製造等の場所に変更があっても議定書上の生産量及び消費量の限度を担保する上では問題はないが、本法を施行する上では（例えば法第 16 条第 1 項第 3 号に基づく許可の取消し若しくは削減又は法第 16 条第 3 項の規定に基づく確認の取消し若しくは削減の処分、法第 25 条に基づく報告徴収、法第 26 条第 1 項に基づく立入検査を行う場合）、最新の氏名及び製造等の場所を把握しておく必要があり、かかる事項の変更を届出制に係らしめたものである。

**【解説】**

本条に違反して届出をしなかった者には、法第 33 条第 1 号の規定に基づき 10 万円以下の過料に処せられる。

(承継)

- 第十五条 許可製造者若しくは確認製造者が当該許可若しくは確認に係る種類の特定期質等の製造の事業の全部を譲渡し、又は許可製造者若しくは確認製造者について相続、合併若しくは分割（当該許可又は確認に係る種類の特定期質等の製造の事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、許可製造者又は確認製造者の地位を承継する。
- 2 前項の規定により許可製造者又は確認製造者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

**【趣旨】**

本条は、許可製造者又は確認製造者の地位の承継について定めたものである。事業の全部の譲渡、相続、合併又は分割によって、特定期質等の製造の事業の全部が他の者に移転したときに、当該許可又は確認が効力を失ったものとし、新たな許可又は確認を行うことは、事務処理上煩雑となるため、許可又は確認の効果を承継させることとした。

**【解説】**

**I 背景等**

1 第1項

許可製造者又は確認製造者について、事業の全部の譲渡等があつた場合には、直ちに許可又は確認に伴う本法に基づく法律関係が譲受人等に承継されることを定めたものである。

2 第2項関係

許可製造者又は確認製造者の地位の承継があつた場合に、本法の的確な実施上、経済産業大臣が新たにその地位を得た者を了知しておくことが必要であることから、承継の事実を届け出るべきことを義務付けたものである。

## II 用語解説

「相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により事業を継続すべき相続人を選定したとき」

相続人が 2 人以上ある場合において、全員の同意で事業を継続する者を選定し得ないときには、全相続人が許可製造者又は確認製造者の地位を承継することとなる。

## III 罰則

本条第 2 項に定める義務に違反して、承継の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、法第 33 条第 1 号に基づき、10 万以下の過料に処せられる。

(許可の取消し等)

第十六条 経済産業大臣は、許可製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項若しくは第五条の二第一項の許可を取り消し、又は許可製造数量を削減することができる。

一 不正の手段により第四条第一項若しくは第五条の二第一項の許可又は第五条第三項の規定による変更若しくは第八条第一項の増加の許可を受けたことが判明したとき。

二 第五条第四項の規定に違反して特定物質等を製造したとき。

三 第十条第一項の条件に違反したとき。

2 経済産業大臣は、許可製造者が、製造予定数量が許可製造数量（第八条第一項の増加の許可、第九条第二項の規定による届出又は前項の規定による削減があつたときは、これらの処分又は届出による変更後のもの）を下回る事が確実となつた場合として経済産業省令で定める要件に該当する場合において、第七条に規定する事情を勘案して特に必要があると認めるときは、許可製造数量を減少させることができる。

3 経済産業大臣は、確認製造者が不正の手段により第十一条第一項、第十二条第一項又は第十三条第一項の確認を受けたことが判明したときは、当該確認を取り消し、又は当該確認をした数量を削減することができる。

## 【趣旨】

本条は、議定書の的確かつ円滑な実施を担保するために、一定の場合に許可製造者又は確認製造者に対して許可又は確認の取消し、削減を行うことができる旨を規定している。

## 【解説】

### I 背景等

#### 1. 第1項関係

- (1) 不正の手段により許可等を受けた場合、条件に違反した場合及び製造数量の限度を超えて製造した場合に許可を取り消し、又は許可製造数量を削減することを規定している。
- (2) なお、本法では、製造者が不正の手段を用いた場合の取消しについてのみ、明文の根拠を置いているが、これは、かかる場合における取消しの効果が原則として既往に遡り、結果、法に基づく罰則が当該製造者に適用されることとなることから、他の取消しと区別し、法的根拠を明記することとしたものである。

製造者による不正以外の瑕疵が許可又は確認に存在したとしても、議定書の遵守という公益上の要請がある以上、本法に明文の規定がなくとも、将来に向けて許可又は確認の取消しを行うことが可能であると解釈されよう。

- (3) 本法ではかかる者を欠格者として一定期間に限り本法に基づく許可を行わない旨の、いわゆる「欠格条項」を設けていないが、これは、第7条の運用によりかかる者に対しては翌規制年度の許可を行わないことにより対処することが可能であるからである。

#### 2. 第2項関係

空枠が生ずることが確実になった場合には第9条第2項の規定に基づき許可製造者が自主的に空枠を返却することが期待されているが、空枠が生じたにもかかわらず、これを返却せず又はその一部しか返却しない場合には、かかる者に対して経済産業大臣は本項に基づき許可製造数量の減少処分を行うことができる。

本項は許可枠の有効活用を図り、本法に基づく製造規制に伴う混乱を緩和

する観点から設けられたものである。

## **II 用語解説**

### **1. 第 2 項関係**

#### **(1) 「経済産業省令で定める要件」**

許可製造者の製造能力をもってしては許可製造数量と当該許可に係る規制年度における製造実績の差に相当する数量を製造しえず、規制年度末に空枠が生ずることが確実である場合を省令で客観的に規定することとしている。

#### **(2) 「第 7 条に規定する事情を勘案して特に必要と認めるときは」**

空枠が生ずること自体は第 1 項に規定する場合とは異なり議定書の的確な実施を図る上では何ら問題はなく、これが問題となるのは特定物質等の需給が逼迫している場合に限られるため、空枠の保有を理由とした許可製造数量の減少の処分は、第 7 条に規定する特定物質等の製造、輸出入の動向や状況その他の事情を勘案して、規制の円滑な実施を図る上で必要と認める場合、即ち需給が逼迫している場合においてのみ認められることとしたものである。

### 第 3 章 特定物質等その他の物質に関する届出（第 17、18 条）

本章は、本法（第 24 条、）第 25 条及び平成 30 年改正の附則第 3 条並びに輸入貿易管理令第 16 条と相まって、議定書第 7 条により求められている「資料の提出」のためのデータの整備を図ろうとするものである。

（特定物質等の輸出に関する届出）

第十七条 特定物質等の輸出を行つた者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年、前年の輸出数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

#### 【趣旨】

本条は、議定書第 7 条の特定物質等（規制物質）に係る部分の遵守を図るために必要となる事項であつて、本法等の他の規定によっては対応できない事項について、規定している。

#### 【解説】

#### I 背景等

- (1) 特定物質等の生産量及び輸出入量の実績については、供給規制開始後のものについては、本法第 25 条及び輸入貿易管理令第 16 条の活用による許可製造者、確認製造者又は承認輸入者からの報告徴収により、その把握が可能である。
- (2) ところが、輸出量については、供給規制のための制度の下ではその実績を把握することができないため、他の手段により把握することとすることが必要である。
- (3) そこで本条は、輸出量について実績の把握を図るため、特定物質等の輸出を行つた者に対し、毎年 1 度経済産業大臣に前年度の実績を届け出させようとするものである。
- (4) なお、基準年の数量実績の把握については、附属書 F に掲げる特定物質等については本法平成 30 年改正の附則第 3 条により、把握することとしている。
- (5) 以上を表に整理すると以下のとおりとなる。

	基準年	規制開始後
製造数量	(HFCについては) 附則第3条	第25条
輸入数量	(HFCについては) 附則第3条	輸入貿易管理令第16条
輸出数量	(HFCについては) 附則第3条	第17条

- (6) なお、特定物質等の破壊数量、原料としての使用量については、議定書第7条により資料の提出が求められているが、同条の趣旨が議定書の「生産量」によっては把握できない実際の製造数量の把握にあると考えられることから、第11条第1項による確認数量及び第12条第1項による確認数量を報告することにより対応することとしている（第11条第1項又は第12条第1項による確認数量は、それぞれ我が国における破壊数量又は原料としての使用量の全量を意味するとは限らないが、逆に、確認数量に含まれない数量は、漏れなく（かつ、重複なく）「生産量」に含まれている。）。
- (7) 本条により把握された数量については、議定書第7条により議定書事務局に通報されており、また、当該数量の公表が基礎的データの公表としてオゾン層保護問題に係る研究等の推進に広く資するものであること等に鑑み、国内的にも、本法第3条第2項により公表されることとされている。

## II 用語解説

### 1 「経済産業省令で定めるところにより」

届出手続き一般を定めることとしている。

具体的には、届出の様式、届出の時期のほか、届出は特定物質等の品目別の輸出数量を明らかにして行わなければならないこと等を定めることとしている。

### 2 「経済産業省令で定める事項」

輸出の仕向地（締約国、非締約国の別）等が考えられる。

(政令への委任)

第十八条 前条に定めるもののほか、特定物質等の種類ごとの生産量及び消費量の限度を定めるに当たり必要とされる数量その他の議定書において我が国が報告しなければならないものとされる事項を把握するために必要と認められる範囲内において、政令で、オゾン層を破壊する物質又はオゾン層を破壊する物質に代替する物質であつて地球温暖化に深刻な影響をもたらすものの製造数量、輸出数量又は輸入数量その他の事項の届出に関し必要な規定を設けることができる。

### 【趣旨】

締約国は、議定書事務局に対し、規制開始前の基準年の生産量（議定書第7条1, 2）や規制開始後の毎年の生産量（議定書第7条3）等の数量を報告しなければならない。

我が国においてはこれに基づき、特定物質等の輸出を行った者に対する毎年の輸出数量の届出（第17条）や許可製造者又は確認製造者に対する報告徴収（第25条）を定め、数量を把握することとしている。

もともと、第17条及び第25条の対象は、いずれも「特定物質等の輸出を行った者」や「許可製造者又は確認製造者」に限定されているため、これらによってはその他の者には届出を求めることができず、議定書上求められる資料の提出に必要な情報を把握できない場合がある。

そのため、議定書において我が国が報告しなければならないものとされる事項を把握するために必要な事項の届出に関して、政令で必要な規定を設けることができることとしている（第18条）。

### 【解説】

#### I 背景等

政令が定める事項としては、具体的には、①政令により新たに特定物質等として追加される物質の基準年の製造数量等（法改正により追加される場合は附則で対応）、②新たに指定物質（下記「参考」参照）のようにモニタリングが必要とされる物質が指定された場合において当該物質の毎年の製造数量等、が想定される。

(参考) モントリオール議定書では、過去に、供給規制の対象とまではならないが、毎年の生産量などを報告すべき対象として HCFC が「過渡的物質」として定められていた。これに基づき、本法では HCFC を「指定物質」として、本条により数量を把握し、議定書事務局に報告することとしていた。もともと、議定書上、「過渡的物質」の対象物質が規制物質に移行したことに伴い、同概念が削除されたため、本法の平成 6 年改正時に「指定物質」の概念は削除された。

## **II 用語解説**

「オゾン層を破壊する物質又はオゾン層を破壊する物質に代替する物質であつて地球温暖化に深刻な影響をもたらすもの」

「特定物質又は特定物質代替物質」と規定しなかった理由は、本条で届出を求める対象物質は、上記 I の背景等を踏まえれば、特定物質や特定物質代替物質として指定されているものに限定されないこととなり、したがって、議定書の規制趣旨を踏まえ、広く「オゾン層を破壊する物質」や「オゾン層を破壊する物質に代替する物質であつて地球温暖化に深刻な影響をもたらすもの」を対象としておく必要があるためである。

## 第4章 特定物質等の排出の抑制及び使用の合理化（第19、20条）

（使用事業者の努力）

第十九条 特定物質等（特定物質等以外の物質であつて政令で定めるものを含む。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を業として使用する者は、その使用に係る特定物質等の排出の抑制及び使用の合理化（特定物質等に代替する物質の利用を含む。次条において同じ。）に努めなければならない。

### 【趣旨】

本条は、条約及び議定書の円滑な実施を図るため、特定物質等を業として使用する者が、その排出の抑制及び使用の合理化に努めるべき旨を一般的な責務として規定したものである。

### 【解説】

#### I 背景等

##### 1 特定物質等の排出抑制・使用合理化

特定物質等の段階的な供給削減が一般に実施されることに鑑みれば、使用した特定物質等の回収・再利用を促進したり、代替品の利用を促進する等使用の合理化を図り、その有効利用を図ることは、特定物質等の削減の円滑化を図る観点から有意義である。また、特定物質等の使用設備を密閉することには、その排出の抑制を図るという効果もあり、もってオゾン層の保護等に寄与するという効果も見込まれる。

##### 2 本条の意義

以上に見るとおり、特定物質等の排出抑制・使用合理化の促進を図ることは、オゾン層の保護等を図る上で有意義であるので、本法では、本条において、使用事業者の一般的責務として、これらの物質の排出抑制・使用合理化に努めるべきことを定めたものである。

#### II 用語解説

1 「特定物質等（特定物質等以外の物質であつて政令で定めるものを含む。）

以下この条から第二十二條までにおいて同じ。) を業として使用する者」

- ・ 特定物質等を業として使用する者とは、特定物質等を反復継続して使用する者のことであり、具体的には、特定フロンや代替フロンの場合、エアゾール充填業者、冷凍空調機器メーカー、ウレタンフォームメーカー、電子機器メーカー等の一次ユーザーである。
- ・ 本来、特定物質等を使用する者は、当然その排出抑制、使用合理化を行うことが期待されるが、本法では、使用量、対処能力等から見て、特に「業として」使用するものに対してそうした努力を促すことが適当であり、また、それで足りると判断した。
- ・ 本条において一般的な努力義務を課する対象を業として使用する一次ユーザーに限り、エアゾール、冷凍空調機器等を用いているいわゆる二次ユーザー、特定物質等の製造者及び取扱事業者を含めないこととしたのは以下のような実態に鑑みた結果である。
  - ① 特定物質等の二次ユーザーは、特定物質等を直接使用するのではなく、特定物質等を使用した製品を使用しているものであり、当該製品の使用方法と特定物質等の排出の抑制及び使用の合理化との関係は製品によって千差万別であることから、二次ユーザーについて一律に責務を規定することは不可能である。
  - ② 他方、特定物質等を業として使用する者については、技術的指針を定めて指導・助言を行うことが可能であり、これを対象とすることにより相当程度の排出抑制・使用合理化の効果を達成することが可能である。
  - ③ 特定物質等の製造者や取扱事業者はそもそも閉鎖系の中で特定物質等を扱っていることから、やむを得ざる漏れ等を除いて特定物質等を排出しておらず、新たに排出抑制・使用合理化のための措置を講じる余地が著しく小さい。
- ・ 政令で定めるものを含むとした趣旨は、将来的に議定書で過渡的物質が定められた場合（既に議定書上このような概念は削除されているものの、今後このような物質が新たに定められる可能性は否定できない。）に、努力義務の対象としようとする点にある。

- 2 「その使用に係る特定物質等の排出の抑制及び使用の合理化（特定物質等に代替する物質の利用を含む。次条において同じ。）

- (1) 本法において、「排出の抑制」とは、密閉、吸着、凝縮等を通じ当該事業者からの特定物質等の大気への放出の抑制に資することを意味するものであり、また、「使用の合理化」とは、代替品の導入、回収再利用、省フロン型設備等の導入を通じ特定物質等の有効利用に資することを意味するものである。
- (2) 「使用の合理化」についてあえて「特定物質等に代替する物質の利用を含む」と記述したのは、エネルギーの使用の合理化に関する法律の「エネルギーの使用の合理化」には、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律「石油代替エネルギーの導入」の概念が含まれていないことに鑑み、かかる例との混乱を避けることを目的としたものである。

(排出抑制・使用合理化指針の公表等)

- 第二十条 経済産業大臣及び環境大臣は、条約及び議定書の円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定物質等を業として使用する者が特定物質等の排出の抑制又は使用の合理化を図るための指針（以下「排出抑制・使用合理化指針」という。）を定め、これを公表するものとする。
- 2 主務大臣は、特定物質等を業として使用する者に対し、排出抑制・使用合理化指針に即して特定物質等の排出の抑制又は使用の合理化を図ることについて指導及び助言を行うことができる。
  - 3 環境大臣は、前項の規定による排出の抑制についての指導及び助言の実施に関し、主務大臣に意見を述べることができる。
  - 4 経済産業大臣は、第二項の規定による使用の合理化についての指導及び助言の実施に関し、主務大臣に意見を述べることができる。
  - 5 第二項における主務大臣は、同項の指導及び助言の対象となる者の事業を所管する大臣とする。

【趣旨】

本条は、環境大臣及び経済産業大臣が、特定物質等を業として使用する者の排出の抑制又は使用の合理化に関する自主的努力を助長し、促進するため、必要に応じ、指針を定め、公表し、これに即して指導及び助言を行う旨を規定したものである。

## 【解説】

### I 背景等

- (1) オゾン層の保護等を図る上で、特定物質等を業として使用する者がその排出の抑制及び使用の合理化に努めることが有意義であることは、前条の解説で記述したとおりであるが、排出抑制・使用合理化の促進を図ることが必要な場面においても、使用事業者が自ら具体的にどのような努力をすればよいのかについて十分な知識を有していない等の場合には、かかる排出抑制・使用合理化に関する措置の着実な推進が図られない事態も生じ得る。このため、本条においては必要に応じ、関係行政機関が、これらの使用する者に対して、具体的な排出の抑制及び使用の合理化の方法を明示し、これに即して指導及び助言を行うことによって排出の抑制及び使用の合理化の促進を図ることとしている。
- (2) 本条においては、勧告、命令等強制的な手法を採用していないが、これは、①排出抑制・使用に関する措置の実施については、議定書上の義務ではなく、それに係る使用者の自主的努力により促進されるべき性格のものであること、②また、使用者ごとに有効利用や回収のための対応の具体的内容が大きく異なっているため、勧告・命令等の強制的措置によった場合には負担の公平性を確保することが困難であること等の理由によるものである。
- (3) なお、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項において、主務大臣は、フロン類の使用の抑制及びフロン類の排出の抑制を図ることによりオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に資するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する事項について、指針を定めることとされている（法第 3 条第 1 項）。

本指針を定めるにあたっては、同条第 3 項において、上記の排出抑制・使用合理化指針と調和が保たれたものでなければならないものとされている。

したがって、両指針に矛盾が生じることはない。

(参考)

## オゾン層保護法とフロン排出抑制法の関係

		オゾン層保護法	フロン排出抑制法
法目的		<ul style="list-style-type: none"> <li>● オゾン層の保護</li> <li>● モントリオール議定書の的確・円滑な実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● フロン類の大気中への排出抑制</li> <li>● フロン類の使用の合理化、管理の適正化</li> </ul>
規制対象範囲	段階	● 製造・輸入	● 製造・輸入／使用・管理・廃棄
	ガス	● 特定フロン+代替フロン(今回追加)	● フロン類(特定フロン・代替フロン)
	機器	—	● フロン類使用機器
大臣公表		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準限度(経産大臣・環境大臣)</li> <li>※規制開始以降、各年分を設定予定。(終期なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● フロン類使用見通し(経産大臣)</li> <li>※2020年度と2025年度のみ設定</li> </ul>
主な規制措置	製造	● 許可制	● フロン類の国内出荷量の低減【努力規定】
	輸入	● 承認制(外為法による)	
	機器の製造	—	● 製品に使用するフロン類の環境影響度の低減【努力規定】
	機器の使用・管理・廃棄	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機器の点検管理義務</li> <li>● フロン類漏えい量報告義務</li> <li>● 機器廃棄時のフロン類回収義務</li> </ul>

## II 用語解説

### 1 第1項関係

(1)「条約及び議定書の円滑な実施を確保するために必要があると認めるとき」

#### ア 総論

「条約及び議定書の円滑な実施を確保するために必要があると認めるとき」とは、①条約上の措置又は議定書上の措置として、又は、その実施の円滑化を図るため、排出抑制・使用合理化の促進を図ることが必要な場合であって、②排出抑制・使用合理化に関する措置を適切に講じていくためには、指針の策定・公表を図り、その方向性や講ずべき具体的措置について国が明らかにしていくことが必要であると考えられる場合である。

#### イ 特定物質等について

特定物質等について、①の要件が満たされる場合とは、特定物質等の需給が逼迫し、又は、そのおそれがあると認められるため、議定書上の義務である製造等の供給規制を円滑に進めていくためには、排出抑制・使用合理化を促進し、需要サイドにおいても削減を図ることが必要であると認められる場合

である。

また、⑥の要件が満たされる場合とは、使用事業者が排出抑制・使用合理化への取り組みの在り方について十分な知識を有していない場合であって、環境大臣及び経済産業大臣が指針を策定し、具体的な努力の方向を指し示すことが必要であると認められる場合である。

#### ウ 必要性の判断

指針策定の必要性の判断は、環境の保全を図ることを任務とする環境大臣及び特定物質等を所掌する経済産業大臣により、その時々状況を踏まえつつなされることとなる。

#### (2) 「特定物質等を業として使用する者が特定物質等の排出の抑制又は使用の合理化を図るための指針」

ア 排出抑制・使用合理化指針は、特定物質等の製造の規制を円滑に推進し、オゾン層保護に寄与するため、特定物質等を使用する者の使用の合理化及び排出の抑制に係る自主的努力を促進することを目的として、特定物質等の使用事業者が遵守することが望まれる措置を業種横断的に定めるものである。

イ なお、排出の抑制と使用の合理化とは異なる概念であるが、特定物質等については、排出の抑制のための措置と使用合理化のための措置とは実態上重なり合う部分もあることから、本法においては、両者を一体として指針を策定、公表することとしているところである。

#### (3) 「これを公表するものとする」

指針の公表形式は、経済産業省と環境省の共同告示である。

## 2 第2項関係

### (1) 「主務大臣」

主務大臣とは、第5項にあるように「指導及び助言の対象となる者の事業を所管する大臣」のことであるが、具体的には、電気・電子機器製造業、自動車製造業等、特定物質等を業として使用する者の事業のほとんどを所管する経済産業大臣、クリーニング業を所管する厚生労働大臣等が考えられる。

本項において、指導・助言を主務大臣が行わせることとしたのは、主務大臣が当該事業の技術的・経済的事情に最もよく精通しており、指針に即して詳細かつ適切な指導・助言を行うことができるものと考えられたためである。

## (2) 「排出抑制・使用合理化指針に即して」

指針の内容は前述のとおり業種横断的なものであり、個別の事業の技術的、経済的事情を反映したものではない。

このため、特定物質等を業として使用する者の排出の抑制又は使用の合理化に関する自主的努力を促進するためには、指針の内容について画一的に指導・助言を行うよりは、むしろ、指針を基本としつつ当該事業の技術的、経済的事情を踏まえてきめ細かな指導・助言を行うことが適切であり、このため「指針に従って」ではなく「指針に即して」という表現を用いているところである。

## (3) 「指導及び助言を行うことができる」

ア 本条の「指導及び助言」は、特定物質等の使用の合理化又は排出の抑制の適切かつ確実な実施を図るため、主務大臣が広く事業者に対して行う必要な情報の提供を指す。具体的には、主務官庁の職員等が個別の事業者、事業者団体等を対象に、指針に定めるもののうち必要なものに関して講習会を開催したり、現地での診断指導等を行うことが考えられる。

イ 本項において、指導及び助言を「行うことができる」としているのは、指針の公表だけで排出の抑制及び使用の合理化が十分に行われ、特に「指導及び助言」が必要のない場合があると考えられることによるものである。

「指導・助言」の発動要件としては、指導及び助言の対象となるものの事業に係る技術的事情、経済的事情等から見て、特定物質等の排出の抑制又は使用の合理化が可能であるにもかかわらず、情報の不足等により当該事業における排出の抑制又は使用の合理化の内容が不十分であり、この的確な実施を確保するため指導及び助言を行うことが必要と認められる場合が考えられる。

## (4) 第3項及び第4項関係

ア 「排出の抑制についての指導及び助言の実施に関し」「使用の合理化についての指導及び実施に関し」

前述のように「指導及び助言」は、指針に即して、それぞれの主務大臣が行うこととなっているが、特定の事業で排出の抑制又は使用の合理化の実施が著しく立ち遅れているにもかかわらず、指導及び助言の実施が不十分な事態等は、我が国全体として排出の抑制又は使用の合理化を促進する観点から好ましくないと考えられる。

このような事態を防止するため、本条は、環境大臣が環境保全の観点から、また、経済産業大臣が特定物質等の有効利用の観点から、それぞれ、排出の抑制又は使用の合理化についての指導及び助言の実施状況に関し、主務大臣に対し、意見を述べることができるものとしたものである。

イ 「意見を述べることができる」

ここにいう「意見を述べる」とは、例えば、指導及び助言として、パンフレットの配布しか行っていない場合に、現地での講習会を開催すべき旨の考えを述べるなど、指導及び助言の実施状況について、業種横断的見地からの考えを明らかにし、もって、主務大臣の指導及び助言の実施を励行すること等が考えられる。

## 第5章 雑則（第21条～第29条）

（国の援助）

第二十一条 国は、特定物質等に代替する物質の開発及び利用並びに特定物質等の排出の抑制又は使用の合理化に資する設備の開発及び利用を促進するために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、第4章と相まって、特定物質等の排出抑制・使用合理化の促進を図るため、国としても、資金の確保等所要の措置を講ずるべきことを宣明している。

### 【解説】

用語解説

#### 1 「特定物質等に代替する物質」

特定物質等の代替品としては、これに替わりうる化学的性状及び経済性を有しているものであることが必要であるが、これに加えて、その安全性が保証されているものでなければならない。

#### 2 「特定物質等の排出の抑制又は使用の合理化に資する設備」

排出の抑制又は使用の合理化に資する設備の例としては、洗浄用途における回収・再利用型設備、代替品利用設備、冷凍空調用途における代替品（グリーン冷媒）利用設備等が考えられる。

#### 3 「資金の確保その他の援助」

フロン等の物質の代替品の開発及び利用並びにフロン等の物質の排出の抑制又は使用の合理化に資する設備の開発及び利用を促進するために、国として講ずるべき財政上の措置、金融上の優遇措置、税制上の特例等が考えられる。

(観測及び監視)

第二十二条 気象庁長官は、オゾン層の状況及び大気中における特定物質等の濃度の状況を観測し、その成果を公表するものとする。

2 環境大臣は、前項の規定による観測の成果等を活用しつつ、特定物質（特定物質以外の物質であつて政令で定めるものを含む。次条において同じ。）によるオゾン層の破壊の状況及び大気中における特定物質等の濃度変化の状況を監視し、その状況を公表するものとする。

【趣旨】

条約においては、締約国がオゾン層の状態等の組織的観測に努めるとともに、オゾン層に影響を及ぼす可能性のある物質の作用等について研究を行うべきことが定められている。また、議定書は、定期的に規制水準、規制物質の範囲等を再評価することとしている。

我が国としても、オゾン層の保護等に資する視点から、条約及び議定書に従って観測及び研究に努めるとともに、得られた科学的知見を基に規制措置の見直しに積極的に貢献していくべきである。本条は、かかる見地から、次条に定めるオゾン層の保護に関する調査研究と並んで、国の機関が観測及び監視を行う旨を定めたものである。

なお、議定書による規制措置が再評価の結果、変更された場合には、本法第3条第1項の規定に基づき、基本的事項（第1号関係）も変更されることとなる。

【解説】

**I 背景等**

1 第1項

気象庁長官が、オゾン層の状況及び特定物質等の濃度の状況を観測し、その成果を公表すべきことを定めたものである。

2 第2項関係

環境大臣が、特定物質によるオゾン層の破壊の状況及び特定物質等の濃度変化の状況を監視し、その状況を公表すべきことを定めたものである。

## II 用語解説

「特定物質（特定物質以外の物質であつて政令で定めるものを含む。）」

特定物質代替物質は、オゾン層を破壊する物質ではないことから、「特定物質等」とは規定せず、「特定物質」のみを対象としている。なお、括弧書きの趣旨は、特定物質についても、第19条と同様に、特定物質以外の物質であつて政令で定めるものを含むことを明示したものである。

(研究の推進等)

第二十三条 国は、特定物質のオゾン層に及ぼす影響の研究その他オゾン層の保護に関する調査研究を推進するとともに、その成果の普及に努めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、特定物質とそれがオゾン層に与える影響の因果関係の解明等オゾン層の保護に関する調査研究についての国の責務規定を定めることにより、条約に定められた締約国の研究推進の義務の実現を図るとともに、前条に定める観測及び監視と相まって、我が国として、議定書に基づく規制措置の再評価に貢献しようとするものである。また、その成果を普及することにより、国民のオゾン層の保護等への理解の促進につなげることを期待しているものである。

なお、代替フロンが地球温暖化に及ぼす影響についても、上記趣旨を踏まえ、「オゾン層の保護に関する調査研究」の一部として、調査研究を推進すること等が望まれる。

(帳簿)

第二十四条 許可製造者は、帳簿を備え、当該許可に係る規制年度の当該許可に係る種類の特定物質等の製造数量及び輸出数量その他経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

## 【趣旨】

本法は、特定物質等の規制を適切に実施するための手段として、製造数量の許可（第 4 条）、輸出用製造数量の指定（第 5 条）、許可製造数量の増加の許可（第 8 条）、条件の付与及び変更（第 10 条）、許可の取消し又は許可製造数量の削減（第 16 条）等を行いうるものとしている。

本条は、かかる行政的措置を適時適切に行うためには、許可製造者の製造等の状況、輸出の状況を常時把握する必要があることに鑑み、一定の事項を帳簿に記載させることとしたものである。また、これによって、許可製造者のかかる立場にある者としての自覚と責任の高揚を図ろうとするものである。

## 【解説】

### I 背景等

#### 1. 第 1 項関係

許可製造者に対し、帳簿備付け義務及び製造数量、輸出数量等の記載義務が課されることを定めている。

#### 2. 第 2 項関係

許可製造者に対し、第 1 項に定める帳簿の保存義務が課されることを定めている。

### II 用語解説

#### 1. 第 1 項関係「輸出数量」

この場合の「輸出」とは、その製造した特定物質等が自己のみならず他の者（例えば、商社）によって輸出された場合を含む。

### III 罰則

第 1 項に定める義務に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をした場合には、第 31 条第 2 号に基づき、20 万円以下の罰金に処せられる。

第 2 項に定める義務に違反して、帳簿を保存しなかった場合も同様である。

(報告の徴収)

第二十五条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、許可製造者又は確認製造者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

### 【趣旨】

本条は、第 24 条の帳簿の制度と相まって、経済産業大臣が、製造数量の許可（第 4 条）、輸出用製造数量の指定（第 5 条）、許可製造数量の増加の許可（第 8 条）、条件の付与及び変更（第 10 条）、許可の取消し又は許可製造数量の削減（第 16 条第 1 項及び第 2 項）等を適時適切に行いよう、許可製造者に対して必要な事項を報告させることができることを定めている。同様に、確認製造者の確認の取消し又は確認した数量の削減（第 16 条第 3 項）を適時適切に行うため、確認製造者も報告徴収の対象として定めている。

### 【解説】

#### I 用語解説

1 「この法律の施行に必要な限度において」

法条に基づく報告徴収は、あくまで本法の施行を適切に行うためにのみ行いうる措置であり、これを超えて許可製造者等に不当な義務を課してはならない旨を明定したものである。

2 「その業務に関し」

本条に基づき報告を求めうる事項は、許可製造者等の業務に関するものであり、趣旨に反しない限りにおいて、何ら制限を受けるものではない。具体的な報告事項としては、第 24 条の帳簿記載事項、製造設備の状況、特定物質等の販売価格等が考えられる。

3 「報告をさせることができる」

報告の徴収の頻度に特段の制限はなく、定期的、継続的に行うことも可能である。

#### II 罰則

報告徴収命令に従って報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、第 31 条第 3 号に基づき、20 万円以下の罰金に処せられる。

## (立入検査)

第二十六条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者又は確認製造者の事務所、工場その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り特定物質等は無償で収去させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### 【趣旨】

本条は、第 24 条の帳簿の制度と相まって、経済産業大臣が、製造数量の許可（第 4 条）、輸出用製造数量の指定（第 5 条）、許可製造数量の増加の許可（第 8 条）、条件の付与及び変更（第 10 条）、許可の取消し又は許可製造数量の削減（第 16 条第 1 項及び第 2 項）等を適時適切に行いうるよう、その職員に立入検査を行わせることができることを定めている。同様に、確認製造者の確認の取消し又は確認した数量の削減（第 16 条第 3 項）を適時適切に行うため、確認製造者も立入検査の対象として定めている。

### 【解説】

#### I 背景等

##### 1. 第 1 項関係

経済産業大臣が、その職員に対し、立入検査、質問及び収去を行わせることができることを定めている。

##### 2. 第 2 項関係

立入検査の際には、それを行う職員が正当な身分を有することを示すため、証明書の携帯及び提示を義務付けることとしている。

##### 3. 第 3 項関係

第 1 項の規定による立入検査、質問及び収去は、あくまで行政的措置として行われるものであり、刑事手続の一環としての立入検査等は、本条を根拠にしては行い得ないことを明示したものである。

## II 用語解説

### 1. 第1項関係

#### (1) 「この法律の施行に必要な限度において」

本条に基づく立入検査は、あくまで本法の施行を適切に行うためにのみ行いうる措置であり、これを超えて許可製造者等に不当な義務を課してはならない旨を明定したものである。

#### (2) 「検査のために必要な最小限度の分量に限り特定物質等は無償で収去させることができる」

許可製造者等が製造する化学物質が特定物質等であるか否か又は特定物質等の中のどの品目の物質であるかを確認するため、必要最小限度の分量に限り無償で収去しうることを定めている。

## III 罰則

立入検査若しくは収去を拒否し、妨害し、若しくは忌避した場合又は質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、第31条第4号に基づき、20万円以下の罰金に処せられる。

### (聴聞の特例)

第二十七条 経済産業大臣は、第十六条第一項の規定による削減、同条第二項の規定による減少又は同条第三項の規定による削減の処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十六条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、経済産業大臣が、許可の取消し等国民に対して不利益を課する行政処分を行うに当たって、その権利を不当に害することのないようにする観

点から、処分に先立って公開による聴聞を行うこととしたものである。

## 【解説】

### I 背景等

#### 1. 第 1 項関係

経済産業大臣は、第 16 条に基づき、許可製造者に対し、許可の取消し若しくは許可製造数量の削減を行い、又は確認製造者に対し、確認の取消し若しくは確認数量の削減を行うことができる。かかる処分を行う場合の手續として、経済産業大臣に対し、事前に公開による聴聞を行うべきことを義務付けたものである。

#### 2. 第 2 項関係

聴聞の期日における審理は、公開によることを明らかにしたものである。

#### 3. 第 3 項関係

処分に係る者又はその利害関係人が、聴聞の場における証拠の提出又は意見の陳述を欲する場合には、それが行われなければならないことを明らかにしたものである。

### II 用語解説

#### 1. 第 3 項関係

##### (1) 「利害関係人」

経済産業大臣が、第 16 条に基づく処分を行うことによって、自己の権利を侵害されうる地位にある者をいうものであり、単に反射的に不利益を被るだけの者は含まれない（行政手続法参照）。

##### (2) 「証拠を提出し、意見を述べる」

本条は、第 16 条の規定による処分を行う場合に公開による聴聞を経ることを経済産業大臣に義務付けているが、その際に提出された証拠又は陳述された意見に従うべきことを法的に義務付けたものではない。

(審査請求の手續における意見の聴取)

第二十八条 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

**【趣旨】**

本条は、本法に基づく処分に対して、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合に、処分に係る者の権利を不当に害することのないようにする観点から、第27条と同様の手續による公開による聴聞を行うこととしたものである。

**【解説】**

1 「審査請求を却下する場合を除き」

審査請求に対して、形式審査により却下の決定を行う場合には、本法に関する実体的な判断を行う必要がないため、公開による聴聞を行う必要がない。

2 「公開による意見の聴取」

審査請求を行った者は、行政不服審査法の規定に基づき意見の陳述及び証拠の提出を行うことができるが、本条においては、さらに、これらを公開により行うべきこととしたものである。

(農林水産大臣との協議)

第二十八条の二 経済産業大臣は、次の場合には、農林水産大臣と協議しなければならない。

- 一 政令で定める特定物質を含む種類の特定物質の製造についての第四条第一項の許可をしようとするとき。
  - 二 前号の許可に係る数量について、第五条第一項の規定による指定をし、又は同条第三項の規定によりこれを変更しようとするとき。
  - 三 第一号の政令で定める特定物質の製造についての第五条の二第一項の許可をしようとするとき。
  - 四 第一号又は前号の許可に係る数量について、第八条第一項の増加の許可をし、又は第十六条第一項の規定による削減若しくは同条第二項の規定による減少の処分をしようとするとき。
  - 五 第一号又は第三号の許可について、第十条第一項の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、又は第十六条第一項の規定による取消しをしようとするとき。
- 2 経済産業大臣及び環境大臣は、排出抑制・使用合理化指針を定めようとするときは、前項第一号の政令で定める特定物質に係る事項に関し、農林水産大臣と協議しなければならない。

#### 【趣旨】

1992年11月のモントリオール議定書改正により新たに規制対処物質に追加される臭化メチルは、その大半が農薬として生産・消費されてきた。このため、臭化メチルの生産と農薬の生産が密接不可分の関係にある。

このため、本法に基づき臭化メチルの製造数量許可等を行う際には、農薬の生産、消費、流通等を所管する農林水産大臣に協議を行うこととしている。

なお、平成30年改正で追加された特定物質代替物質については、このような密接不可分の関係にはないため、協議の対象としていない。

(経過措置等)

第二十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

【趣旨】

本条は、本法に基づく政令又は省令の制定又は改廃、議定書に規定された事項の変更等により必要となる経過措置等所要の措置を、政省令に委任するものである。

【解説】

具体的に経過措置を要するのは、第4条第1項ただし書きの政令で定める特定物質の数量を増加した場合が考えられる。例えば、政令で定める数量を1kgから5kgに増加した場合、旧政令施行時において無許可で3kgの特定物質を製造した行為については、政令改正後においては、刑事訴訟法第337条第2号により、何らの罰則も科されないこととなるが、これは既に同様の行為により罰せられた者との均衡を失することとなり、また、社会正義の観点からも望ましくない。したがって、かかる行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による旨の経過措置を改正政令上定めることが妥当である。

## 第6章 罰則（第30条～第34条）

第三十条 第四条第一項又は第五条第四項の規定に違反して特定物質等を製造した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する

### 【趣旨・解説】

我が国の特定物質の生産量又は消費量が「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」に基づき算定される我が国の生産量又は消費量の限度を超えることのないことを担保するため、

- ①第4条第1項ただし書の場合に該当していないにもかかわらず、同項の許可を得ずして特定物質等の製造を行った者、及び
- ②第4条第1項の許可又は第11条第1項若しくは第12条第1項の確認を受けたものの、第5条第4項の確認数量を超えて特定物質等の製造を行った者

に対する罰則を規定したものである。

なお、外為法第52条に基づき行われる輸入の規制に違反した者に対しては、外為法69条の7の規定により、罰則が科されることとなる。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十四条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者
- 三 第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第二十六条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

### 【趣旨・解説】

本条は、特定物質等の製造の規制を的確に実施するために設けられた帳簿、報告徴収及び立入検査の規定を実効あるものとする観点から、これらの規定に違反する行為を行った者に対し、罰金刑を科することとしたものである。

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

### 【趣旨】

法人の代表者等が、その法人の業務の一環として第30条又は第31条に該当する違反行為を行った場合、その行為による利益の帰属先が法人であること、社会的、経済的には、かかる違反行為は法人の行為であること等にかんがみれば、罰則は当該法人に科されることが適当であると考えられるが、刑法理論においては、法人の犯罪能力が認められないことから、行為者本人が処罰の対象となる。

本条は、かかる場合において、罰則規定の目的を十分に果たすため、行為者のほか法人に対しても罰金刑を科することとしたものである。また、人の代理人等の行為が違反行為に該当する場合においては、当該人に対する罰則の適用は、上記法人と同様とする。

第三十三条 第四条第三項、第九条第一項、第十四条又は第十五条第二項による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

### 【趣旨・解説】

本条に規定する行為は、特定物質等の規制の制度上軽微な義務違反行為であることから、過料を科することとした。

第三十四条 第十八条の規定に基づく政令には、その政令の規定に違反した者を二十万円以下の罰金に処する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して当該違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する旨の規定を設けることができる。

**【趣旨】**

本法第 18 条に定める特定物質等に関する届出の具体的内容については法律で定めることは困難であり、政令で定める必要があること、その内容により罰則の整備の必要性の有無が異なることから、特定物質等に関する届出については政令で罰則を定められることとしている。

## 附則

### I 原始附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三章及び附則第三条の規定条約が日本国について効力を生ずる日

二 第三条、第二章第一節、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条、第三十四条（第二号を除く。）、第三十五条（第二号、第四号及び第六号を除く。）、第三十六条並びに第三十七条（第二号を除く。）の規定議定書が日本国について効力を生ずる日

三 第二章第二節、第三十一条、第三十四条第二号、第三十五条第二号、第四号及び第六号並びに第三十七条第二号の規定議定書が日本国について効力を生ずる日から起算して二年六月を経過した日

2 前項の規定にかかわらず、議定書が日本国について効力を生ずる日が、議定書が効力を生ずる日後となる場合又は昭和六十八年一月一日後となる場合には、同項第二号及び第三号に掲げる規定は、政令で定める日から施行する。

#### 【趣旨】

本条は、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の我が国についての発効等に従って、本法各規定の施行期日について定めたものである。

#### 【解説】

##### 1 第1項関係

条約は、1988年12月29日に我が国について効力を生じている。

議定書は、条約の発効及び1986年の全世界の特定フロン及び特定ハロンの消費量の3分の2以上を占める11箇国による当該議定書の締結により発効することとされており、1989年1月1日に発効した。また、我が国についても、議定書発効予定日と同日に議定書の効力が生じている。

なお、特定フロン及び特定ハロンの規制に係る規定を、それぞれ規制の開

始する 6 箇月前に施行することとしているのは、許可の申請手続き等規制のための所要の準備期間を設ける必要があるからである。

## 2 第 2 項関係

第 1 項で前提とする場合とは異なり、①議定書が我が国について効力を生ずる日が、議定書の発効日より後となる場合及び②議定書の発効自体が遅れ、特定フロン 20%削減規制が開始される 1993 年 7 月 1 日の 6 箇月前である同年 1 月 1 日より後となる場合においては、第 1 項の規定に従って我が国における議定書の発効日を基準に施行期日を定めると特定フロン及び特定ハロンの規制の開始前に 6 箇月の準備期間を設けることができなくなる。したがって、第 2 項においては、特定フロン及び特定ハロンの規制に係る規定（第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる規定）の施行期日を具体的な状況に応じ、政令で定めることとしている。

(報告)

第二条 通商産業大臣は、第三条第一項第一号に規定する生産量及び消費量の算定を行うため、昭和六十一年に議定書附属書 A に掲げる物質の製造、輸出又は輸入を行った者に対し、その数量の報告を求めることができる。

### 【趣旨】

本条は、第 1 種特定フロン及び特定ハロンの基準年たる 1986 年の生産量及び消費量を確定するため、同年に製造、輸出又は輸入の実績を持つ者に対して、通商産業大臣が報告を求めることができることとしたものである。

### 【解説】

1 「第 3 条第 1 項第 1 号に規定する生産量及び消費量の算定を行うため」  
通商産業大臣は、第 3 条第 1 項第 1 号に基づき、議定書に従って、特定フロンの及び特定ハロンの生産量及び消費量の基準限度を算定し、国民に示すこととしているが、このために不可欠な 1986 年の製造等の実績を、本条に基づく報告により把握することとしたものである。

## 2 「数量の報告を求めることができる」

通商産業大臣の求めに応じて実績を報告しなかった者に対しては、特段の制裁措置は用意されていない。

## II 一部改正法附則（平成3年改正）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二年六月二十九日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）の改正が日本国について効力を生ずる日（以下「議定書改正発効日」という。）（議定書改正発効日が平成四年七月一日後となる場合には、政令で定める日）から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

### 【趣旨・解説】

1990年6月29日に採択された議定書の変更は、変更手続きの違いによって、「改正」（批准手続必要。条約第9条、議定書第2条10参照のこと。）と「調整」（批准手続不要。議定書第2条9。1991年3月7日に我が国を含めた全締約国について発効。我が国においては、その旨平成3年2月13日外務省告示第67号により公示）に分けられる。

このため、本法の1991年改正は、「調整」に対応した形式改正（「調整」により生じた議定書と本法の形式的齟齬の解消を図るもの（いわゆる2段ロケット改正方式の1段目（第1条））と（議定書の）「改正」に対応した実体改正（いわゆる2段ロケット改正方式の2段目（第2条）等）に分けられるが、前者については、公布の日（1991年3月30日）に、後者については、「改正」が我が国について発効する日（1992年1月1日）に施行されることとなる。

なお、議定書「改正」に対応する本法の改正内容は、①製造等の規制に係る部分、②（基準年及び毎年の）数量の把握に係る部分、③排出抑制・使用合理化に係る部分及び④国の援助、観測、研究等に係る部分より構成される。

（参考1） 議定書改正発効日と法改正施行日の関係について

1 議定書の改正により追加された新特定物質（の一部）の規制開始時期は、

改正後の議定書によれば 1993 年 1 月である。

このため、法改正施行日を議定書改正発効日としたままでは、我が国の批准手続きが遅れ、我が国について議定書が発効する日が 1992 年 7 月以降となる場合には、許可申請事務の処理等のための十分な期間を確保することができず、規制の円滑な実施に支障を来すこととなる。

以上に鑑み、改正法においては、当該ケースにおける施行日は、政令で定めうることにしている。

- 2 なお、議定書の調整手続きにより、規制開始時期が前倒しされる可能性については、以下の事情に鑑みれば、事実上ないものといえ、したがって、平成 4 年 7 月前に我が国について議定書改正が発効した場合についてまで、あえて施行期日の調整規定を置く必要はないものと言える。

- (1) 1990 年 6 月の締約国会議においても、特定フロン以外の特定物質及び 1.1.1-トリクロロエタンの規制は極力早く開始すべきであるとの認識の下に、1993 年 1 月という時期が決定された。

- (2) この改正において、規制開始時期は極力 1 月 1 日とするとのプラクティスが確立された。

(参考 2) 年度途中で改正が発効した場合の数量把握について

- 1 改正後の議定書第 7 条 3 による事務局への実績数量の報告は、“*theyear during which provisions concerning the substances in Annex B entered into force for that Party and for each year thereafter*” の数量について行わなければならないこととされており、年度途中で改正が発効した場合であっても、当該年の 1 月 1 日に遡って、数量を把握することが求められているものと解される。
- 2 このため、改正法附則第 2 条第 2 項においては、施行日前のものであっても、所要の数量の把握を行いうることとしているが、①届出が義務づけられるのは、早くとも 1992 年 1 月以降の数量であるが、既に 1991 年の夏までには、改正法は公布されているので、十分な周知期間は確保されている上、②昭和 56 年法律第 33 号による石油備蓄法の改正(第 10 条の 3、附則第 2 条)のように、公布前の数量についても報告を求めることとした前例もあることから、全く問題はないものと考えられる。

(経過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（以下「新法」という。）の相当規定によってしたものとみなす。

第三条 新法第四条第一項及び第三項、第十一条第一項並びに第十二条第一項の規定は、議定書附属書 B に掲げる物質（以下「新規特定物質」という。）の製造であって、議定書の規定に即して新法第二条第五項の種類（次項において「種類」という。）ごとに政令で定める目前行われるものについては、適用しない。

- 2 議定書改正発効日が属する年の一月一日から前項の政令で定める日の前日までに新規特定物質の製造又は輸入を行った者は、その種類ごとに、通商産業省令で定めるところにより、毎年、新法第二条第六項に定めるところにより算定した前年の製造数量又は輸入数量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用についてなお従前の例による。

【趣旨】

平成 3 年改正法の罰則の適用について規定するものである。

【用語解説】

「罰則の適用については……なお従前の例による。」

平成 3 年改正法の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、改正前の規定に基づきなされる旨を確認的に規定したものである。刑法第 6 条

の規定に照らせば、改正後の罰則（例えば、罰金額の見直し等）が改正前の行為に対して適用されないのは自明であるが、例えば、過料の金額の見直し等については、刑法第 6 条の適用がないため、念のためこうした規定を設けているものである。

（報告）

第五条 通商産業大臣は、新法第三条第一項第一号に規定する生産量及び消費量の算定を行うため、平成元年（昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間をいう。次項において同じ。）に新規特定物質の製造、輸出又は輸入を行った者に対し、新法第二条第六項に定めるところにより算定したその数量の報告を求めることができる。

2 通商産業大臣は、平成元年に議定書附属書 C に掲げる物質の製造、輸出又は輸入を行った者に対し、その数量の報告を求めることができる。

【趣旨・解説】

本則第 3 条及び一部改正附則（平成 3 年改正）第 1 条の解説参照のこと。

### Ⅲ 一部改正法附則（平成 6 年改正）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【趣旨】

平成 6 年 10 月に施行したの「行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 5 年法律第 89 号）」（以下、関係法律整備法という。）第 248 条においてオゾン層保護法第 27 条の改正が規定されている。従って、附則において本法の施行日を公布後 6 月以内の政令で定める日として、改正議定書の発効日が関係法律整備法の施行前になる場合には、改正議定書の発効に合わせて施行することとし、関係法律整備法の施行後になる場合には、政令で特定物質の定義を既存特定物質として改正議定書の発効日前に施行し、その

後新規特定物質を政令により追加する等の議定書改正を受けた所要の改正を行うこととしたものである。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【趣旨】

平成6年改正法の罰則の適用について規定するものである。

【用語解説】

「罰則の適用については……なお従前の例による。」

平成6年改正法の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、改正前の規定に基づきなされる旨を確認的に規定したものである。刑法第6条の規定に照らせば、改正後の罰則（例えば、罰金額の見直し等）が改正前の行為に対して適用されないのは自明であるが、例えば、過料の金額の見直し等については、刑法第6条の適用がないため、念のためこうした規定を設けているものである。

#### IV 一部改正法附則（平成30年改正）

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年十月十五日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（附則第三条において「議定書」という。）の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二条及び第三条第一項第一号の改正規定並びに次条から附則第四条までの規定は、公布の日から施行する。

【趣旨】

本法は、議定書の的確かつ円滑な実施を目的とするものであることから、議定書の改正が我が国において効力を生ずる日から施行することとする。

一方で、上記目的に照らせば、後述のとおり、規制開始前に準備行為とし

て、事業者による特定物質代替物質の製造の許可の申請及び経済産業大臣による許可等を行うことができるようにする必要があることから、準備行為を定める附則第2条については、公布の日から施行することとする。

また、この準備行為を行う前に、特定物質代替物質に係る生産量及び消費量の基準限度を定めて公表する必要があることから、特定物質代替物質及びその地球温暖化係数に係る第2条及び基準限度等に係る第3条第1項第1号についても、公布の日から施行する。

加えて、基準限度の算定を行うために必要となる、基準年の製造数量等の実績報告の求めを定める附則第3条については、公布の日から施行することとする。

#### (準備行為)

第二条 この法律による改正後の特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（以下この条及び次条において「新法」という。）第二条第二項に規定する特定物質代替物質について新法第四条第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前においても、同条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による許可の申請があった場合には、施行日前においても、新法第五条第一項及び第二項、第七条並びに第十条の規定の例により、その許可及び当該許可に係る輸出用製造数量の指定をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は施行日において新法第四条第一項の許可を受けたものと、その指定を受けた者は施行日において当該許可に係る新法第五条第一項の指定を受けたものとみなす。

3 新法第二条第二項に規定する特定物質代替物質について新法第十二条第一項の確認を受けようとする者は、施行日前においても、同条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

4 経済産業大臣は、前項の規定による確認の申請があった場合には、施行日前においても、その確認をすることができる。この場合において、その確認を受けた者は、施行日において新法第十二条第一項の確認を受けたものとみなす。

### 【趣旨】

規制開始後に経済産業大臣が製造の許可等をする、規制開始日から経済産業大臣の許可等を受けるまでの間、特定物質代替物質であるハイドロフルオロカーボン（HFC）の製造を行うことができず、HFCの製造をする者の業務に支障を及ぼす。

そのため、HFCの製造については、施行日前においても、許可の申請（第4条第2項）又は確認の申請（第12条第2項）を行えるようにしておく必要がある。

なお、製造許可制度及び製造確認制度には、このほかに特定物質等ごとの製造数量の許可制度（第5条の2）や破壊証明に係る確認制度（第11条）、特定用途に係る確認制度（第13条）がある。もっとも、これらについては、法律施行の時点において、締約国間で破壊技術や特定用途が合意されていないことが明白であり、実務上これに基づく申請がされることは想定できないことから、準備行為の対象からは外すこととしている。

### （報告）

第三条 経済産業大臣は、新法第三条第一項第一号に規定する生産量及び消費量の算定を行うため、平成二十三年から平成二十五年までの間に議定書附属書 F に掲げる物質の製造、輸出又は輸入を行った者に対し、当該物質について新法第二条第二項に規定する特定物質代替物質に係る同条第四項の規定の例により算定した製造数量、輸出数量又は輸入数量の報告を求めることができる。

### 【趣旨】

HFCに係る生産量及び消費量の基準限度を算定するためには、2011年～2013年の製造数量等の数量を把握する必要があるためである。

なお、基準年の製造数量等は、議定書事務局に提出する必要がある（議定書第7条2）。そのため、基準年の製造数量等に係る事業者に対する報告の求めは、基準限度の公表（第3条第1項第1号）及び議定書事務局への資料提出、という2つの目的を有することになる。後者については、議定書が我が国について効力を生じた日の後3か月以内に事務局に提出することとされている

ことから、議定書改正発効日以降に報告すれば足りる。

(政令への委任)

第四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**【趣旨】**

本法改正に伴い、及び議定書改正発効との関係で経過措置を追加的に設ける必要が発生した場合等に備え、この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定めることとしている。

(中小企業支援法の一部改正)

第五条 中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第四号中「特定物質（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律）」を「特定物質等（特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律）」に、「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「特定物質を」を「特定物質等を」に改める。

**【趣旨】**

法律名の変更及び特定物質代替物質の追加に伴う所要の改正を行うものである。

なお、中小企業支援法の当該規定は、都道府県知事が指定法人に対し行わせることができる特定支援事業の対象に、特定物質代替物質の使用の合理化の促進に資する事業活動に関する経営診断等を行う事業を追加するものである。

(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部改正)

第六条 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条第二項中「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」を「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に改める。

**【趣旨】**

法律名の変更及び特定物質代替物質の追加に伴う所要の改正を行うものである。